

令和2年 第3回定例会

浦臼町議会会議録

令和2年 9月15日 開会

令和2年 9月15日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和2年9月15日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 5号 専決処分した事件の承認について[令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）]
- 7 議案第38号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）
- 8 議案第39号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第40号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第41号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第42号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について
- 12 議案第43号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 13 議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 14 議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 15 報告第 4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 16 認定第 1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 17 認定第 2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 18 認定第 3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 19 認定第 4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 20 発議第 1号 事務の検査について
- 21 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 22 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める

意見書について

2 3 意見書案第 4 号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
について

2 4 所管事務調査について（総務産業常任委員会）

○出席議員（9名）

議長	9番	小松正年君	副議長	8番	中川清美君
	1番	高田英利君		2番	野崎敬恭君
	3番	柴田典男君		4番	東藤晃義君
	5番	折坂美鈴君		6番	静川広巳君
	7番	牧島良和君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	川畑智昭君
副町長	石原正伸君
教育長	河本浩昭君
総務課主幹	明日見将幸君
総務課主幹	城宝睦己君
くらし応援課長	中田帯刀君
くらし応援課主幹	早坂隆広君
長寿福祉課長	齊藤淑恵君
産業振興課長	横井正樹君
建設課長	馬狩範一君
教育委員会 事務局長	上嶋俊文君
農業委員会会長	畑山証君

○出席事務局職員

局長	國田朋子君
書記	西川茉莉君

◎開会の宣告

○議長

本日の出席人員は9名全員でございます。
定足数に達しております。
ただいまから、令和2年第3回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長

直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月18日までの4日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月18日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般報告

○議長

日程第3、諸般の報告をします。
初めに、令和2年第2回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願ひ、主なもののみ報告いたします。
例年ですと、空知町村議長会中央要望等で町外政務が集中してあるわけですが、ことしにおいては新型コロナウイルス感染症対策ですべて中止になった次第であります。
町内政務につきましては、7月15日、浦臼町開町記念式典、浦臼町戦没者追悼式及び令和2年度浦臼町政功労者等表彰式に規模を縮小し、関係者のみでとり行いました。それらに出席をしております。

次に、教育長より令和元年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、報告済みといたします。

次に、監査委員より令和2年6月分から8月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので、承知願います。

続いて、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですので、承知願います。

総務産業常任委員会所管事務調査は報告済みとします。

◎日程第4 行政報告

○議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

皆さん、おはようございます。

令和2年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

本日をもって招集いたしました第3回定例会では、議案8件、承認1件、報告1件、認定4件を上程いたしております。

各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第2回定例会以降の動静につきまして、数点ご報告を申し上げます。

まず、年初からの新型コロナウイルスに関しましては、5月25日の緊急事態宣言解除後、新北海道スタイルの実践、徹底を図りながら3段階の緩和期間を経て現在に至っております。

その間、全国的には都市部を中心に感染拡大が見られましたが、北海道は1けたから10名程度の発生で推移しているのはご承知のとおりでございます。

本町でも基準緩和に合わせ、ほとんどの施設で利用再開しておりますが、いまだに完全開放とはならず、ご不便をおかけしている状況が続いております。

これから寒冷期に向かい、感染力の拡大が懸念されているところですが、気を緩めることなく今後にも備えてまいりたいと思っております。

次に、7月15日、議員各位にもご出席いただき、開町記念式典、戦没者追悼式、町政功労者表彰式を開催いたしました。

ほぼすべての行事、イベントを中止している中での開催となりましたが、町政施行60周年の節目の年でもあり、新北海道スタイルに沿った形で慎重

に実施させていただいたところでございます。

最後に、8月22日に農業青年14人と懇談会を開催しております。スマート農業を初め合理的、効率的な農業経営、営農技術など自由な意見、思いをお聞かせいただくことができ、今後の施策に活かしてまいりたいと思っております。

行政報告につきましては、以上でございます。

○議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。

これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがございましたので、第2回定例会以降の教育行政についてご報告を申し上げます。

あらかじめ報告書をお配りし、お目通しいただいておりますので、3件について報告をさせていただきます。

7月29日の令和2年度第3回北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会においては、岩見沢市を除く空知管内の市町において、令和3年度から使用する中学校用教科用図書を採択し、8月25日開催の令和2年第5回浦臼町教育委員会において承認をいただいております。

8月28日には、9月末をもって解散いたします奈井江、浦臼町学校給食組合の最後の組合議会が開催されており、8月17日からは砂川市からの給食の提供が開始されております。

運搬につきましては、1台の給食車で本町が主体で奈井江町との共同運行を行い、無事スタートできましたことに安堵しているところでございます。

いずれ議員、町民の皆様にも試食いただける機会が設けられればと思うところであります。

最後に、行政報告への記載はございませんが、第2回定例会におきまして質問をいただきました、浦臼中学校の修学旅行につきましては、生徒の安全を第1に考え、保護者の理解を得た上での実施となるよう教育委員会としての意向を学校に伝えてあったところですが、8月26日に中学校が保護者会を開催し、本年度については本山町への訪問をあきらめ、新型コロナウイルス感染症対策を十分講じた上で、9月30日から10月2日までの2泊3日の行程で道東、阿寒湖、然別湖等の行程の計画を説明し、保護者の了承を得たとの報告を受けており、実施に向けて現在準備、調整を行っているところであります。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、令和2年第3回定例会におきます一般質問をさせていただきますと思います。

町長に3点質問させていただきます。

まず1点目、廃線JRの踏切の整備についてであります。

4月17日、急遽、予定より早く最終運行が決定し、驚いたところであります。

現在、JR北海道から譲渡されるJR跡地について協議がなされていると思います。

各町道を横断している踏切についてであります。廃線後、踏切で一時停止の義務がなくなり、通行する車両は通常走行か若干のスピードダウンなどの走行となっており、そのためまくら木をとめているくぎが緩んで突出したり、まくら木がはね上がるなどといった現象が起きており、危険性があると感じられております。

また、冬に向かったの道路除雪にも影響があると考えられますので、まず往来の多い主要な町道、踏切や避難場所につながる踏切について、安全に通行できるよう整備する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

また、現在JRとはどのような協議が進んでいるのかお伺いしたいと思います。

2点目であります。防犯カメラの設置であります。

今まで、何度か設置について提案されていると思われる防犯カメラですが、防犯カメラは1台でも設置をふやすことで防犯への意識の高さをアピールすることができるし、犯罪を未然に防ぐことにつながることから、防犯カメラの設置の必要性を町民に理解をしていただき、設置を進めることを望むものですが、いかがでしょうか。

また、現在、町として防犯カメラの設置状況はどのように把握しているのかお伺いしたいと思います。

3番目、コロナ感染拡大防止対策であります。

今後、浦臼町の町民の感染拡大を防止する対策として、どのような取り組みを町として考えなければならないのかお伺いしたいと思います。

また、コロナ感染症にかかわる浦臼町における相談室の開設についてはどう考えておられるのかお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議長

静川議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

まず、静川議員の1点目のご質問にお答えいたします。

町内の踏切につきましては、町道25カ所、私道3カ所、合計28カ所設置されております。

JRは、降雪前の11月末をめどに踏切部分のレールと敷き板の撤去を実施し、前後する道路につきましてもアスファルト舗装を実施する予定でありますので、冬期間安全に通行できる状態になりますし、除雪作業につきましても支障が生じないと考えているところです。

また、JR跡地についての協議でございますが、現在鉄道施設の撤去にかかわる調査設計業務委託費用の協議を実施しているところでございます。

協議がまとまり次第、調査設計業務委託の入札を早急に変更してまいります。

次に、2点目の質問にお答えいたします。

防犯カメラの設置についてであります。町の施設等における設置状況は浦臼駅、行政センター、鶴沼道の駅、自然休養村センター、除雪センター、小・中学校、認定子ども園、防災倉庫に設置しております。そのほかに町内のコンビニエンスストア、また町内事業所などに設置されている状況でございます。

設置の目的につきましては、施設管理上の観点から設置しておりますが、町内における犯罪を予防し、被害を未然に防ぐとともに、迅速かつ的確な対応や犯罪解決に役立つものと認識しておりますので、警察や関係団体と協議を行い、施設を含めた町全体の防犯力を高める取り組みとして防犯カメラの追加設置の必要性について検討してまいりたいと思っております。

続きまして、3点目のコロナ感染症拡大防止対策についてのご質問にお答えいたします。

北海道における新型コロナウイルス感染症の状況を見ますと、第2波と呼ばれる感染拡大以後、一定程度、感染拡大を抑えられているものの、連日、感染確認の報告がされており、依然として憂慮すべき状況にあります。

本町における今後の対策といたしましては、国の感染症対策分科会の提言を基本として、北海道が独自に設定した新たな警戒ステージに沿った対応が基本となるものと考えております。

現在の警戒ステージは、5段階のうち最も低い警戒ステージ1であり、求められる対応としては、新北海道スタイルの実践・徹底など注意喚起であり、町民の皆様に対しまして、公共施設利用時の人数制限や使用後の消毒作業などご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解とご協力を賜りたいと存じます。

また、新型コロナウイルス関連の相談室につきましては、健康面での相談や各種支援策など分野に応じ、各担当所管課で対応しておりますが、感染症

対策全般の担当は総務課としており、担当主幹も配置していることから、専門部署の設置や専任職員の配置は現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議 長

1 番目の再質問ございますか。

静川議員。

○6 番（静川広巳君）

まず、線路の撤去にかかわる部分につきましては、28カ所設置されてあるということで、これは浦臼町の管轄のすべての設置と理解してよろしいのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

逆に言えば、使用されていない踏切もたしかあろうかと思うんですが、その辺も含めて、すべての設置なのかどうかお聞きしたいと思います。

それとこの撤去費用につきましては、さきの調査設計での明細を若干見せていただいたんですが、あれの中に含まれているのか、それともまた独自にJRがこの部分を別として行うのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

28カ所はすべて利用、未利用にかかわらずすべてのJR管理の踏切の撤去作業に当たっていただけるということで確認しております。

今回の撤去にかかわる工事費につきましては、町との交渉の中ではありません。JRが先行して独自にやっていただける工事と伺っておりますので、予算計上した中には含まれていないことになります。

○議 長

再々質問ございますか。

○6 番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

それでは、2番目の防犯カメラの設置についての再質問ありますか。

静川議員。

○6 番（静川広巳君）

防犯カメラであります。何度か議会でも一般質問の中で提出をされているという部分はありますが、防犯カメラは設置、町民の理解も必要だし、個人情報との関係もありますので、そんなことでなかなか設置も理解を得ながら難しいことと思いますが、1個でも一つずつ設置を進めていただいて、町民の安全を進めることが大事だなと思っております。

ただ、防犯カメラは今、最近、電波を飛ばして、一元で管理するという部

分と、それから完全独立型といいますか、その部署、その部署での完結型というのがあるようで、今は電波で飛ばすことはほとんどやらないみたいで、これは防犯上、傍聴されるらしいですね。

それで、今はその場所、その場所、その場所での完結型が主流になっているという話も聞いておりますので、その辺もしっかり理解した上で進めるということと、今回実はもっと防犯カメラを進めてほしいのは、例えば中央団地も含めているいろんなところの一つずつ理解を得ながら進めていただきたいと思いますので、そういった部分で協議される機会が持てるのかどうかちょっとお聞きをしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問にお答えいたします。

今回の質問を受けまして、静川議員が全町、よくテレビ、映画等でも見ますけれど、どこにいても映っているというところを目指せというご質問なのか、特定の場所をとということでご質問なのかという部分がこの文書から読み取れないところがあったんですけど、以前少し話として出たのは、通学路だけでも何とか防犯カメラ設置できないかという話が教育委員会サイドから話があったことがあります。

ですから、すべてを監視といいますか、防犯上必要なだけ設置すると一体何台必要なかはちょっと想定できませんけれど、警察と教育委員会ともお話をさせていただいて、今団地というお話もありましたけれど、優先すべき順位ですとか、必要性が高いところを協議させていただきまして、できるだけ設置する方向で検討はしていきたいと考えます。

今、私の頭の中には通学路が優先すべきかなという思いはあります。

○議 長

再々質問ありますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。

○議 長

それでは、3点目の再質問はありますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

コロナ感染につきましては大変な思いであります。

町として独自の感染対策というのはなかなか国、また道の指示に従って行っている部分でありますけれども、この辺が経済も回しながら、その辺町として独自のものができるのか、できないかというのは協議していただきたいなと思います。

それともう1点、今いろんな各市町村でも一部相談室を設けているところ

があります。

例えば、町外から来る方とかいろいろな方が来るときとか、あと町内の方でひとり暮らしの方とかいろいろな方で、やはり不安を抱えている方もおられると聞いております。

そんな部分で、相談の窓口としてはっきりと浦臼町ではちゃんと相談するところありますよと、そういった部分もいろんな場所に例えば張り紙を各休養村とか道の駅とか、各飲食店とかそういうところに張り紙などをして、浦臼町はコロナ相談室を設けていますのでという部分も町民の方に見えるようにしていただければどうかなと思っていますし、それともし相談があったときにその相談に対応するための相談テクニックといったらおかしいでしょうけれど、相談のための何か勉強会といったらおかしいのでしょうかけれども、そういうのが上の方から何か来ているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

6月から専門の窓口といいますか、総務課の中に担当主幹を置いた形で対応しておりますので、実質的な相談窓口は総体的なものは総務課だと考えておりますし、あと医療面ですとか衛生面とか専門的になれば保健センターへの相談ということになるかと思えます。

今のご指摘は、窓口として明確にしたかどうかというご提案であったかと思えますので、広報等で周知を図っていかうとは今後考えているところです。

何か情報提供といいますか、指導といいますか、そういうものが上から来ているかというところですが、そのような情報は今のところ届いていないのが現状です。

○議 長

再々質問ございますか。

○6番（静川広巳君）

ありません。終わります。

○議 長

次に、発言順位2番、柴田典男議員。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

第3回定例会におきまして、今回私は町長に3点について質問させていただきます。よろしく申し上げます。

1点目は、光回線整備事業の取り組みについてであります。

6月の第2回定例会の一般質問でも複数の議員が同様の質問を行い、町長は積極的に取り組む旨の答弁を行っていました。

光通信が未達の地区からは、早急な取り組みの希望が多く、早期着工に向

けた進展を望むものでありますが、現在の進捗状況を伺いたいと思います。

本町のケーブル敷設整備の達成率は58%余りということで、残る40%余りの中で150戸以上の敷設希望者が必要ということですが、将来を考えた場合にケーブル整備率100%にしておく必要があると思います。

また、各戸までの工事費については原則個人負担となっておりますが、今回は150戸以上確保することが最低条件であるならば、町予算で賄うことを考えてはいかがでしょうか。

積極的な町の対応、取り組みを期待したいと思います。

2点目に、民間業者による太陽光発電ソーラーパネル設置の実情についてお伺いしたいと思います。

近年、本町の至るところに外部業者による売電用の太陽光発電のパネル設置が目立つようになってきました。

ブラックアウトを経験した道民にとっては、クリーンな再生可能エネルギー発電は今後依存度を増していくものと考えられます。

個人住宅向けとしては、ソーラー発電は全体の80%以上の需要があると言われております。

ただ、売電目的として設備投資が行われる業者の場合、町としての規制はないと考えられます。

条件や制限をかけるとすれば、景観条例的なものの必要性が考えられるわけではありますが、町の考えを伺いたいと思います。

付随して、次の点についてもお伺いしたいと思います。

一つ目として、他町村の実体と許認可の内容について。

二つ目として、事業主の現状と農地利用の場合の可否の状態について。

3番目として、税法上の町の税収はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

3点目として、国産農林水産物等販売緊急対策への取り組みについてお伺いしたいと思います。

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、インバウンドの減少や輸出の停滞等により在庫の滞留、価格の低下、売り上げの減少等が生じた品目に対し、国は1,400億円余りの補正予算を計上し、様々な消費拡大に向けた取り組みに対する助成を行っています。

この事業は、自治体よりも民間団体への委託、補助という形がとられているとも思いますが、この内容的に、牛肉、メロン、マンゴー、イチゴ、花卉、ソバ、ジビエといった本町内で生産されているものも対象として含まれています。

本町は、ボタンソバを振興作物として力を入れております。

本年度のソバの出荷単価につきましては、過去に例を見ない安値となっており、将来の生産に不安をもたらすものであります。

国のこのような補助金を活用した中で、消費拡大に向け少しでも販売単価が上向くような施策をJAと協力した中で取り組めないものかお伺いしたい

と思います。

以上です。

○議 長

柴田議員の質問に答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

柴田議員の1点目、光回線整備事業の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

これまでの進捗状況といたしましては、6月24日付にて東日本電信電話株式会社に対し、「光ファイバー整備に関わる要望書」を提出した後、民設民営方式と公設民営方式の二つの整備方式それぞれの事業費を比較するため、7月16日付にて北海道より両整備方式の概算事業費の提示を受けてございます。

この概算事業費とそれぞれの整備方式に応じた財源措置等を比較検討した結果、本町における整備方式は、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の有効活用、事業実施のスピード感と事務負担の軽減、整備後の施設の天災等による被災リスクなどを総合的に勘案し、民設民営方式を選択するものとし、北海道に対し8月5日に報告させていただいたところでございます。

以降、東日本電信電話株式会社と適宜協議を進め、9月10日に浦臼町負担金にかかわる見積書を受領したところでございます。

整備率100%の実現につきましては、町民の利便性、農業等各種分野における活用可能性を考慮した場合、必要であることは議員と意を同じくするところであり、早期着手に向けて事務処理を取り進めているところでございます。

このため、北海道より提示を受けた概算事業費をベースとして、財源の有効活用等を踏まえた内容の補正予算案を本定例会に提出させていただいておりますので、ご審議いただきたいと存じます。

東日本電信電話株式会社との協議経過から、維持管理費用について大幅な低減が見込まれること、目標加入数の未達により見積もり提示額以上の財政負担を求められることはない想定されることなど、当初と比較すると状況の変化が見られます。

加入促進に向けて、個人負担とされている住宅への回線引き込み工事について、町予算で賄ってはとのご質問でございますが、光回線利用の応分の受益者負担であると考えるところであり、金銭的な面での支援は現在のところ考えておりません。

加入促進と普及啓発に資する取り組みといたしましては、町民を対象としたタブレット教室の実施などソフト面での取り組みを実施してまいります。

続きまして、2点目、民間事業者による太陽光発電ソーラーパネル設置の実情についてのご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、近年、国道沿いを中心として太陽光発電パネルの

設置が散見されるようになり、都市計画区域がなく、また景観法に基づいた所定の事務処理を行うことについて、知事の同意を得た景観行政団体となっていない本町においては、特段の規制がないというのが現状であります。

北海道の対応といたしましては、一定規模以上の施設を設置する場合、景観法に基づく届け出が必要とされており、届出書の参考資料として法定外の北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインに基づくチェックリストの添付を求めることにより、良好な景観の維持に配慮しているものでございます。

届け出があった場合は、空知総合振興局より該当市町に意見照会され、案件について町として意見を述べるができるとのことでありますが、本町設置の施設で届け出対象として届け出があった案件はこれまでないとのことであります。

しかしながら、用件に適合する場合、設置を制限する法的な強制力はなく、自治体や近隣住民等との調整は設置事業者にゆだねられているというのが実情であります。

本町が主体的に届け出事務を行おうとする場合、景観行政団体へ移行し、景観条例や景観計画に基づき規制を設けることが考えられます。

空知管内の状況といたしましては、2町、長沼町と栗山町になりますが、景観行政団体となっており、景観法に基づく届け出を事業者より直接受け付けることができることとなっております。

本町といたしましては、今後さらに太陽光発電施設の設置が増加し、景観上の問題等が顕在化した場合には、無秩序な設置を抑制するためにも規制の必要性を検討しなければならないと考えますが、国からの事業用太陽光発電の補助が廃止となり、加えて買取価格が下落している状況にありますので、経過を見守りたいと考えます。

次に、農地を利用した太陽光発電に関するご質問ですが、営農型発電設備として農地を農業生産と発電事業で共有するなど、要件を満たせば一時農地転用の許可をするところであり、現在町内では1件の許可をしているところであります。

次に、事業主の現状と町の税収に関するご質問ですが、経済産業省で公表しております太陽光発電事業者は、現状で法人7件、個人事業主3件となっております。

また、事業用ソーラーパネルに係る償却資産の課税状況は、本年度の課税標準額が4,457万4,000円で、課税額が62万4,000円となっております。

3点目のご質問にお答えいたします。

国産農林水産物等販売促進緊急対策につきましては、農林水産省が農林漁業団体や品目別団体等に、各団体が主体となって取り組む販売促進活動に対する補助と、民間企業等の様々な販路を活用する事業に対する補助となっており、対象品目では議員のご指摘のとおり本町で生産されている品目も多く

含まれています。

現在、本事業に取り組んでいる事業者はありませんが、引き続き情報提供、情報共有に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

それでは、1点目の再質問ございますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

光ファイバーの件で再質問を行いたいと思います。

本定例会始まる前に、私どもに協議会で説明があったものですから、内容的には大分今の現状については理解しているつもりではありますけれども、ちょっと時間が足りなかった経過がありますので、質問させていただきたいと思います。

当初、私どもには150戸という最低条件が要るんだよという説明があつて、自分らでも本町でどうなのかなと50戸、残った戸数の中で希望者が集まるのかなという不安もありましたし、若い人たちの中でも150戸は集まるんですかという質問を自分らにぶつけてくる若い人たちもいました。

先日、町長は若い人たちと懇談会、農業者とやったと思いますけれども、その折に町長は、いや、50戸でも町は光回線に取り組みますから、安心してくださいというご答弁をしたということです。

若い人はそれだけやる気があるんだということで、その会議を受け取っていた人もいます。

ですから、絶対やるんだという意気込みは十分感じられます。

それで、お伺いしたいと思うんですけれども、今回想定ユーザー一名が106ということで、微妙な数字なんですよね。

例えば、自分も150が必要なのでありましようということですから、例えばある事業者に対しても、そういう依頼が来たら人数としてお願いしますねとお願いしたところもある。

例えば、晩生内で単純に考えたときに、四十何戸ぐらいなのかなという計算はしていたんですよ。

晩生内に事業所ありますよね。豊寿会のワークセンター。あそこで例えば何戸お願いできるんですかということをした場合に、27戸を数えられますよということなんです。だからぐっとふえるんです。

あそこはグループホームをやっているんで、一人一人が全部私も参加しますとなると27をふやせる。

多分、その数に入っていなかったかもしれないですね。

だから、今回106ということで非常に安心はしていますが、これがNTTからは1億1,389万円の町に対する負担額が提示されている。これは106戸である。

実際、やっていったときに、いや、自分もやろう、私もやろうということ

で150戸を上回ったとしますよね。106戸でなくて160戸。150戸、もう行きましたと。

そうなると、利用料金分が今回料金収入として町の負担から引きますよという計算がされているので、ふえた場合には利用料金もふえるわけですから、町の負担も単純に減っていくという計算はしていいのかどうかをまず一つ。

それから、今回自分が思ったのは、100%してほしいというのは、例えば希望者がいて、その奥に人がいて、私はその奥の人が光回線、うちは入れないよと言ったら、そこでファイバーはとまってしまうと書いていたんです。

だから、いずれ将来、その奥にだれかが住んだとき、私、光ファイバーが欲しいといったときには、もうここの本線を新たに工事しなければいけないので、その分の負担がすごい大きくなるのではないかと思ったものですから、もう工事をするのであれば町全体100%でやるべきだろうと思ったわけがあります。

今、非常にオンラインですとか、テレワークということで非常にネットの利用が多くなっている。

うちのやつもテレワークをやったりして、ほとんど会社に行かない状況で、今都会でも会社に行かないで田舎に暮らしてテレワークをしながら会社勤めをしている人が随分ふえてきている。

今このコロナのせいで随分光環境はこれからも変わっていくと思うんですね。

今、町も例えば定住化促進でいろいろやっているところがあるんですけども、そういうのも含めてそういう将来に向けたテレワークも含めた中で定住化促進もこれから必要になってくると思うので、この光回線についてはぜひ力を入れてほしいなと思います。

2点目の希望なんですけれども、150戸に未達だったら、工事ができなかつたら困るなと思ったものですから、今回の150戸についてはもう町の方で1戸1戸の工事費を賄ってあげますから、ぜひつけてくださいというお願いをすれば、ちょっと迷った人でもみんな工事しますよとなりませんかと思ったものですから、工事費を町で賄ってくれと希望しようと思っていたわけなんですけれども、先ほどの協議会でも今のご答弁の中でもそれについては考えていないという答弁だったんですけれども、これについては、町長の公約の中でも光回線については大変に力が入っていたわけですから、今回のこういう補助金の事業でもありますから、新規事業所については1戸1戸の、今回160戸で190万円を見込んでいたわけなんですけれども、町で見ようと。

それをやると、既存でもう既にセンターに五十八、何%だかでやっている既に工事をした方々がいるので、そういう人方から不公平ではないのかという、もし上がる可能性もなきにしもあらずです。

ですから、その人方をさかのぼるわけです。町が払いますか。今回光回線の1区工事については町が全額払いましょうとやってみませんか。この二つ。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問いただきました。お答えいたします。

1件目ですね、150戸以上を超えたといいますか、想定以上にふえた場合は町の負担が減るのかというお話でしたけれど、先ほど示した数字のとおりです。数字が変わっても町の負担に今のところ聞かされている話では変更はないと聞いておりますので、多くても少なくとも先ほどお示した数字になろうかと思えます。

2点目の過去にもさかのぼって町の負担をというお話ですけれど、いろいろ中でも検討した経過はあります。

これまで既存の方というのはNTTですか、フレッツ光の促進キャンペーンがあったときもあります。今はあるのかどうか、ちょっと把握していませんけれど、工事費はNTTが持ちますよという期間が一時あったのは間違いないと記憶していますけれど、それは毎月の月賦で24回払いだっと思えますけれど、それが引かれる金額をNTTがバックするような措置がとられて、実質負担していなかった方もいらっしゃると思えます。それが終われば負担した方もいらっしゃる。

今回新たにということで、なかなか条件が皆さん同じではないというところも持っておりますので、町は電柱なり道路沿いまで整備しますけれど、そこから先の軒先から屋内につきましては、あくまでも受益者負担ということで今は考えておりますので、今の答弁のとおり今のところは進めさせていただきたいと思えます。

○議 長

再々質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

今のところはどういう答弁でございますから、近隣の状況も調査した上で、中には踏み込んだことをやっているところもあるそうでございます。近隣の状況も踏まえた上で考えていただきたい。

○議 長

答弁いいですか。

○3番（柴田典男君）

はい。

○議 長

それでは、2点目のソーラーパネルについての再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

国道を走って、急にソーラーパネルが見えてきたことがあったものですから、結構建設が早いので、こんなに簡単にできるものなんだというところか

らちょっと疑問が始まりまして、ちょっと調べまして、このソーラーパネルというのはこんなに簡単にできて、町の規制はないのかなと思ったものですから、今回の質問に至りました。

景観行政団体として町はなっていないということなんですけれども、既に長沼町であったりが栗山町がそうなっているということですのでございますから、やはりこれから町として近隣の状況も踏まえながら、ぜひとも注意深く見ていかなければいけないなと思うんですね。

答弁の後半の方で、補助が廃止で買取価格が下落している状況なのでとあったんですけれど、今うちの町の現状を見たときに、ある国道の場所は去年の暮れですね。

先日、鶴沼にできたということで、決して補助がなくて売電の値段が下がったとしても、これだけでできているわけですね。

気がつきませんか。意外と国道沿いにできますよね。

あれを例えば遠くに建てた事業者がいた場合に、ケーブルとかが盗難に遭うらしいんですよ。だから意外と見えるところに建てちゃう。目立つところにね。

ところが、例えば町に建てますよということがないものですから、例えば冬場はここは豪雪地帯ですから、そういう問題も除雪の方々が遠慮しながら飛ばさなければいけない場所があるんですよ。

だから、確かに規制がなくて、今建っていく現状なので、やっぱり町としてぜひ考えていただきたいなと思います。

答弁にはちょっとなかったんですけれども、この用地の場合、事業主は本町に在籍していないということになるんですよ。

例えば、札幌市あたりから本町で、今の現状をお聞きしたいんですけれど、あの建てている用地は賃貸なのか買い取っているのかということが一つ。

今回税収入の答弁があったんですけれども、施設の減価償却としての収入なんですから、これは本町に入るのか、事業主の札幌市に入るものなのかどうなのか。ちゃんと本町に入るものなのか。この2点。

その耐用年数、永久的に償却資産としてもらえるわけではないと思いますので、それは何年ぐらい対象としてなるものなのか。課税の対象として。

この点をお聞きしたいのと、もう一つ、浦臼町の農業者が1件、事業主としてやっている場所がありますね。そこは下にソバを植えて、転作をした状況だから建ててよかったのか。

農地法の場合、そんなに簡単に建てられないと思うんですけども、どういう許認可の必要性があるのか、この点をお伺いしたいと思うんですけれど。

○議 長

答弁をお願いします。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

税金に関しましては、土地の所有者とは関係なく、償却資産を持って事業を営んでいる人に課税されまして、それが町外の事業者であっても本町の税収として課税して収納することができます。

耐用年数につきましては、それぞれの物によって年数が決まっておりますので、今ちょっと資料がありませんので、後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○議 長

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

農地の利用につきましては、農地法、農地のところで転用には許可の必要があるんですけども、畑で耕作物をつくって、それに支障ない程度で売電するということは認められておりますので、要件を持っていただければ、一時的な農地転用を認めることになっていきます。

以上です。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

土地の所有について、所有地なのか借地なのかというのがあったかと思いますが、今は資料を用意しておりませんので、後ほど提出いたします。

○議 長

再々質問。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

結局、うちの場合は許認可の必要がない、届け出がないものですから、もう自由に、例えば地主と業者が建てさせてくださいよと言ったら、これができるところがあると思うので、ぜひともこれからそういう情報を集めながら、例えば町が将来この土地を何かに使いたいんだと言って、今計画の中の段階でまだ乗っていないんだけど、将来使うかもしれないといったところが、事業者がその土地いいなと、先にソーラーを建ててしまったら、もう町、使えなくなると思うんですよ。

今、JRが返還の土地が随分出てくるものですから、それはだれの名義としてこれからいくのか、それぞれの場所でいろいろ変わると思うんですけど、やはりそういうのも含めて町の土地の利用というのは計画的に考えていかないと、今回正直言って、鶴沼にソーラーできたんですけども、非常にソーラーが急に目立ったものですから、あそこ神社があって、こっちに公園があってという状況の中でソーラーが建って、いいのかなとは、実は個人的には思ったわけです。

だから、やはり町の景観というのは確かにそういう団体にはなっていないですけど、考えていってほしいなと思うんですね。

農地法の場合は、これは農業委員会の許認可は必要だということになるん

ですよ、そうしたら。

○議 長

答弁をお願いします。

最初に町長。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再々質問にお答えいたします。

私も鶴沼の設置には余りにも突然の話で、後から聞いた話ですけれど、もう気づいたときには国の許可ですとか、北電の許可ですとか、すべて処理されていて、もう後戻りできないという話も、かなり遅くなってから聞かされたところでは。

景観条例のお話ですけれど、ソーラーだけのための景観条例ということには多分ならないと思います。

今言われたように、将来的なはっきりしないですけれど、何かのために保全したい土地は事前を守るべきだというお話だと思うんですけれど、もちろんそのとおりだと思います。

今回うちに国道沿いにソーラーが多いというのは、もう一つ、農振から国道から一定距離、たしか50メートルだったかと思うんですけれど、将来の何らかの開発に備えて農振から除外しているというのも一つ国道沿いにふえていっている原因なのかと思います。

それは開発を促したいという思いで残したものが今はソーラーが逆に建ってしまうという逆の効果といいますか、そういうことが起きている状況になっております。

当然、ソーラーだけのためのということにはならないと思いますけれど、ソーラーの今後、例えば北電も幾らでも受け入れるというものではないと聞いております。

一定の容量を超えたらそこでストップするという話も聞いておりますので、その辺確認しようとしたんですけれど、ちょっと間に合わなかったところもありまして、鶴沼はもうあれで終わりだと聞かされたこともあるんですけれど、確証をまだ得ておりませんので、その辺も含めまして確認するとともに、景観条例については今すぐやるとはなかなかちょっと答えづらいところありますけれど、検討はしていきたいと思います。

○議 長

農地法について。

横井課長。

○産業振興課長（横井正樹君）

農地の転用につきましては、農業委員会で許可を出さなければならないことになっておりますのと、年に1度そのところを確認しに行かなければならないということになっておりますので、農地パトロール等で現地の確認は毎年1回は行うようにしています。

以上です。

○議 長

それでは、3点目の再質問ありますか。

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ことはコロナの影響ですべてのイベントがなくなってしまった。本町でも大変多くの五、六千人から集まるそば祭りもなくなってしまった。味覚祭りもないわけで、結局そういうイベントごともない、今回は外食産業も大変大きな影響を受けている。

ソバだけではなくて、すべての品目がと言っていいぐらいに需要がないということで、ソバについては特に本当に安い価格を自分らも農協で聞いた経過があったものですから、何とかできないものなのかなと、少しでも売り上げが伸びるようなことができないかなということで質問を申し上げました。

今回、答弁の中ではこれから注意深く見ていきたいということなんですけれども、実は既に農協あたりがやっているところはあるようなんですね。

ただ、これは行政が先頭を切ってやる事業ではないなと自分も感じていたものですから、なかなか町に対しては難しいなとは思っていたんですけども、例えばソバについては内容的にインターネット販売推進事業に対して、ほかにも食育などの推進に対して、それから販路の多角化に対して、あと地域のイベント等に対してという助成金なので、例えば町でいう地域食堂ですか、だれでも食堂的なものもこれは対象にはなる。

例えば、飲食店がテイクアウトだったりデリバリーで何か工夫をすることによって報奨金を出しますよということになっているので、これはジビエも入っている。

牛肉からジビエまで幅広く品目を補助しますよということになっていますので、ジビエに関しては例えば浦臼町、シカ肉を受け入れているんですけども、情報によると、今は栗山町ですとか浦河町ですとか、受け入れストップだと、売れないので、という話も聞きました。

今は浦臼町は受け入れをしているので、頑張ってほしいなと思います。

ぜひとも、町が先頭を切って販売するところではないので、ただ農協ともしっかり話を密にしながら、何かできないかということをやすることもボタンソバの産地としては必要なのではないかな、そういう姿を見せることもこれからのためにも大事なことだと思いますので、ぜひ何か考えてもらいたいと思うんですけど、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再質問なんですけれども、ソバについては私、昨日ちょっと調べまして、きたそらち農協で、キタワセですけれども、セブンイレブンとタイアップし

まして、北空知で採れたソバを商品販売するというので、道新等で載っていましたが。

私ども、農協さんですかアイマトンさんはお話をさせていただいたこともありますけれども、ソバについては販売先が既に最初の段階から決まっている。100%か、ほぼ決まっているということで、別に回すということはないんだという話を聞かされました。金額自体は相場といいますが、需要によって変わるものですから、高い値段で売るとはなかなかならないということで、新たな取り組みというのは、ボタンソバについては難しいという話をされています。

ジビエにつきましては、話にもあったように、高級食材で首都圏の方に流通しているんですけども、コロナ騒ぎでストップしているというような現状ですので、お話しした段階ではアイマトンさんとしてもいろいろ考えているようですので、それが事業に乗れるような形にできるのであれば協力していきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

○3番（柴田典男君）

ありがとうございました。

○議 長

それでは、ただいまから休憩といたしたいと思います。

休憩時間を11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時20分

○議 長

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

発言順位3番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

ただいま、議長より発言のお許しをいただきましたので、市街地の道路環境整備について、2点ほど町長に質問させていただきます。

まず、1点目、町道裏通線、中央団地から草原線に抜ける町道の位置づけはどのようになっているのでしょうか。

住宅の玄関前ギリギリに車が抜けていきますが、安全配慮など道路の拡張及び改良工事はいかが考えておられるのでしょうか。

また、狭い道路にかかわらず安全啓蒙の標識もない。設置の考えはありませんか。

対応策など、町の考えはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

2点目、コンビニ横の舗装についてであります。

第4町内宮本さん、小松さんとコンビニ間の道路は町が管理しているのでしょうか。民間の個人が管理しているのでしょうか。

未舗装状態の原因は何か問題あるのでしょうか。誘致企業的なコンビニの横の道路が未舗装で、環境的、衛生的によくはないと思いますが、町はどのように考えているのか。

また、通行ガード設置のわけもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議 長

野崎議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の町道裏通線の聖園川から町道草原線までの区間でございますが、過去にも拡幅改良計画が幾度となく検討されました。

しかし、4メートルほどしかない現在の道路幅員を歩道つきの道路拡幅計画では道路全体で10メートル程度の用地幅を必要といたします。

聖園川にかかるボックス橋の拡幅、建物移転費用、用地買収費用をかんがみると、費用対効果が期待できないのが現在の状況でございます。

当面の間は現状のまま管理し、舗装や道路側溝の修繕を行いつつ、議員ご指摘の安全標識の設置を検討したいと考えております。

2点目のコンビニ横の舗装についてのご質問ですが、公衆用道路として町で管理をしております。

最小3メートル程度しかない幅員に道路排水を設けて、さらにその流末処理を行うには費用的に負担が大きいことや利用者もさほど多くないのではないということから、当時は見送られた経過がございます。

しかし、開店してからの状況は、大変利用者が多く、小松さん宅側の交差点に砂利が散乱している状況でした。

これらを解消するため、交差点間口で9メートル、道路幅員で4メートル、延長6メートルの取りつけ舗装を実施しましたが、利用者が取りつけ舗装以上に内回りをすることから、砂利の散乱は解消されず、内回りを防止するため車どめを設置した次第でございます。

今後、道路環境の改善と利便性の向上、そして近隣住宅への迷惑防止のため、道路敷地内に道路排水を確保し、道路改良舗装工事に向けて具体的な検討をしたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

再質問ございますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

町道裏通線の再質問でございますが、余りにも放置し過ぎた感がございま

して、昭和30年代、40年代のモータリゼーションのころからもう本来は道路は改良工事を始めていなかったらいけなかったのではないかなと思っております。

今回の質問につきましては、近隣のあそこに面する住宅の方から、最近大型車も走っているんだと。

ちょうど出たときに風圧でふらつくこともあるという、かなり切迫した危険なお話をいただき、質問をいたしたわけでございます。

当面は標識を早急に設置してみる旨の答弁でございますけれど、あの道路は近隣の人にお伺いすると、道路の傷みぐあいも自分たちで土のうの袋に入れたり、砂利を入れたりして修理しているんだと、結構手間をかけていますよという話ではございました。

そして、中央団地のところの聖園川からあそこは1車線の橋がかけられていると。それからずっと1車線になっていると。

そして、あそこの地権者に話を伺いますと、町からお話いただければ、用地提供を含め、話に乗りたいんだと。だけれど、町からの話がないんだという話でございました。

ぜひ、そこら辺は地権者とよく話をして、協議して、そして実施にぜひ向けてほしいと。

あの手の道路は本当に昔馬車が走っていた道路ですから、そのまま中心市街地の道路としてあるというのは、ちょっと住民としても違和感を覚えるところでございます。

そして、あそこを拡幅するにしても、町外在住者があそこの土地を所有しているところもあります。

先ほど、柴田議員からお話があったように、やっぱりあそこを太陽パネル等、事業者が攻められると、町の中の城を落とされると同じようなもので、行政のかなめの役場の真ん前に太陽パネルが設置されるというような事態も起こりかねない、私はそのように危惧しております。

先ほどの柴田議員もそのような危惧の話だろうと思います。

それで、やっぱり町としては国や道と相談しながら、町独自の条例化、そしてあらゆる法令を駆使しながら、この町の中の景観、それからそういうものを事業に対する将来の禍根を取り払うためにも、やっぱり今からぜひ動いて対処してほしい、そのように思っております。答弁をお願いします。

○議 長

それでは、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

裏通線につきましては、宅地造成して販売したときに、あわせてその前の通りにつきましては現行どおり拡幅して歩道のある道路としているわけですが、理想としてはあれが最後までつながるとというのが、議員おっしゃられる姿だとは思いますが、今申し上げたとおりすごく用地自体が狭い、

住宅なり納屋が迫っているというのもありまして、お金がすべてではないにしても、かなりの投資を要する路線になろうと考えております。

もう1点、コンビニ横の道路の話も出ておりましたけれど、まずはそちらを優先させていただいて、着手という方向で今のところ検討しております。

裏通線につきましては、もう少し時間をいただきたいと思います。

景観の方は、柴田議員にお答えしたとおり、勉強といいますか、まずは研究していきたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○2番（野崎敬恭君）

2点目のコンビニの件は、前向きに道路の改善やら利便性の近隣住宅に迷惑防止のために改良工事に向け具体的に検討しますというありがたい答弁をいただいたところでございます。

なるべく早くやっていただかないと、コンビニの方もお伺いしたところ、やっぱりほこりが店舗の中に舞って入ってくるということでございましたので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

それと、1点目の裏通線の問題でありますけれど、まずはできるところから始めていかないと、全部そろって環境整って、それからやりますよ、やるかもしれませんよという話であるのであれば、いつまでもできないで、恐らく町の真ん中に明治時代の道路がそのまま残っている町って、ちょっとなのでは困るので、ぜひまず橋はかけることはできる、それからあと町外在住者ではなくて、町内在住者の近隣の農家の人たちが協力いたしますよと言ってくれているので、ぜひ1回担当の方、町長もお伺いして、よくお話を聞いて、そしてぜひきちっとした道路にしてほしいと。

それには、すべてそろってからやるのではなくて、まずぜひできるところからやっていただきたいと思っております。お答えいただけますでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

明確にいつまでどうするというのは、今はお答えできませんけれど、道路計画、順次、優先順位を決めて進めているところでもありますので、いつとは言いませんけれど、将来的に検討していきたいと思えます。

○議 長

それでは、発言順位4番、中川清美議員。

中川議員。

○8番（中川清美君）

令和2年第3回定例会におきまして、町長の方に質問をいたしたいと思えます。

まず、1点目といたしまして、JR札沼線が5月7日のラストランを待たずに急遽予定を早め、4月17日に廃線となり、今現在鉄路を見ると雑草が生い茂っており、廃線の現実の厳しさが目に痛く入ってきておるところであります。

今現在の踏切については、進入防止の柵が設置されていまして、踏切撤去の舗装工事がなされているところが町道において2カ所工事済みでありまして、まだ町内においてはたくさんの未工事の踏切があり、この冬に向けての踏切除雪事故防止対策として、撤去、舗装工事が求められると考えますが、今後の予定を伺いたいと思います。

また、それに伴い遮断機並びにフェンスの撤去の予定も伺いたいと思います。

2点目といたしまして、線路が農地を分断しているところがあり、主に鶴沼地区に多く見受けられます。

既に撤去されている箇所は3カ所ございまして、工事済みということになっております。

今もって手つかずの箇所が複数あり、地先の方も工事の施工を要望しているのが現状であります。

今後どのように進めていくのか、考えをお聞かせ願いたい。

3点目としまして、廃線に伴い踏切の一時停止の解除により踏切と隣接している町道との交差点に優先順位をあらわす一時停止の標識が必要と思われるます。

また、踏切表示の標識の撤去も実施されたいと思っているところでおりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長

中川清美議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員の1点目のご質問にお答えいたします。

除雪作業の対策についてのご質問ですが、踏切線路の撤去、舗装工事につきましては、静川議員への答弁のとおり11月末をめどに完了する予定でございます。

踏切に設置されておりますフェンスにつきましても、踏切の舗装工事とあわせて撤去を行う予定でございます。

また、遮断機及び警報機につきましても、来年度に撤去する旨の報告がJRからいただいているところでございます。

2点目のご質問でございますが、現在JRと鉄道施設の撤去にかかわる調査設計業務委託費用の協議を実施しているところでございます。

協議がまとまり次第、早急に入札を実施するところでございますが、今後実施が予定されております撤去工事の進め方や跡地利用など住民説明会を開催し、協議する場を設けて、地域の要望を聞き取り、調整を図ってまいりたい

いと考えております。

3点目のご質問でございますが、踏切に隣接している町道交差点におきまして、踏切の一時停止が交差点の一時停止と兼ねているように見受けられ、踏切撤去により優先車線の判断がつきづらい場所がありますので、至急調査を行います。

必要であれば、公安委員会に一時停止標識設置の要望や町で区画線を設置し、警戒を促してまいりたいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、不要となっております踏切警戒標識の撤去は早急に対処いたします。

以上でございます。

○議 長

再質問ありますか。

中川議員。

○8番（中川清美君）

再質問でありますけれども、1点目の踏切の撤去ということではありますが、現在、町道においては2カ所撤去されておまして、それは既に舗装済みと。

私道3カ所、これはほとんど全部鶴沼にある関係なんですけれども、それは農地と分断されているわけでありまして、その分断されている箇所線の線路についてはその農道の部分だけ切断して撤去して、砂利を敷いて、通行しやすい状況になっているのが現状であります。

ほとんどが鶴沼地区に多く見られておまして、まだほかに鶴沼地区においては4カ所、農道を分断されているところがあるわけでありまして、その地先の方々に聞かましても、やはりその箇所も撤去していただいて、通行可能にさせていただければ、非常に営農も大変迂回しないでそのまますぐ農地に向かえるということでありまして、ぜひそれはやっていただきたいという要望もございますので、その辺、しっかりと来年の営農に間に合うようにやっていただきたいなど。2点目の線路の撤去ということでもあります。

それで、住民説明会を開催して、協議してやっていただけるということでもあります。

この点についても、しっかりとその対象者に意見を聞いていただいてやっていただきたいと考えているところであります。

それで、2点目のところで今のまとめて質問を要約しますと、来年の営農に間に合うまでにしっかりと撤去工事が完了できるのか、これもお聞きしたいと思っております。

続いて、3点目の再質問になるわけなんですけれども、必要に応じては至急調査をするということでありまして、またこれは道路ですので、公安委員会といろいろ相談しながらやらなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、そのほかに黄白内沢線から275号線に向けては、大型車が踏切があるために通行が不可能ということに標識がなっているところであります。

これは踏切の撤去に伴い、大型車は通行可能となるのではないかなと考えているところでもありますので、その辺も含めて公安委員会の方に相談をしていただきたいと思っております。

それと、その道路の信号であります。踏切があったがためにその信号、国道に出るのに赤の点滅信号になっているのが今であります。

奈井江町の方から来た車両は青信号ということで、そちらが優先であるんですけれども、そちら側の車からしてみれば、町道から国道に出る方も青だと思っているんですよね。

これが実は赤の点滅信号なので、優先権は奈井江町側から来る車両にあるので、右折する場合には黄白内沢線から来た車両を優先させてあげなければ、直進の車両に対してですね、これは交通違反になるわけであります。

この点、そこで恐らくお互いの車両が信号をしっかりと守れば、立ち往生して通行不可能の状態になってしまうと思われそうですが、わかりますよね。

ですので、その辺、現状、もう1回確認していただいて、公安委員会の方と相談も願いたいと思っております。

また、もう1カ所、これはいろいろ晩生内地区の住民懇談会でも要望もあったわけなんですけれども、今回のコミセンのところの踏切が撤去となったことで、今度美唄線への国道横断については信号の設置もあわせてお願いできないものか、その点、再質問とさせていただきます。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

何点かございましたので、もし落ちているようであれば、ご指摘いただきたいと思いますが、まずは農地を分断している踏切につきましては、今回のJRが雪降る前までに実施するということには含まれておりません。

来年の農作業までには間に合うかということですが、その辺につきましては再度JRと話をしなければいけないんですけれど、JRとの協議が終了すれば、当然町の実施となるわけですが、それまではJRの所有ということになりますので、JR側で施工することに通常は考えるところですが、その対応をJRはどのようにこれまでの実績等含めてやられてきているのか、その辺も含めて、JRともう1度協議をします。

改めて回答したいと思いますので、きょうはJRとの協議をさせていただくということで、回答とさせていただきますと思います。

信号にかかわる公安委員会の協議につきましては、奈井江線、美唄線、両方とも要望等は受けておりますので、通常の信号の設置につきまして、要望を進めていきたいと思っております。

○議 長

再々質問ございますか。

○8番（中川清美君）

ありません。

○議 長

それでは、ただいまから昼食のため休憩いたします。
再開時間を午後 1 時 3 0 分から再開いたします。

休憩 午前 1 1 時 4 7 分

再開 午後 1 時 2 8 分

○議 長

時間前ではございますけれども、全員おそろいですので、休憩を閉じ会議を再開したいと思います。

まず、最初に、先ほど柴田議員からの質問がありました残りの問題について答弁をさせたいと思います。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

午前中の柴田議員の再質問について回答いたします。

まず、太陽光発電設備の底地の関係ですけれども、こちらについては経済産業省で公表されております発電事業所の名簿の方に記載がない事項となっておりますので、回答については控えさせていただきます。

もう 1 点の耐用年数ですが、産業用太陽光発電設備の耐用年数は 1 7 年となっております。

ただし、1 7 年経過した後も、取得価格の 5 % が固定資産台帳に残存価格として登載されますので、その金額が免税点を越えていたら課税されるということになります。

以上です。

○議 長

それでは、一般質問を続けたいと思います。

発言順位 5 番、牧島良和議員。

牧島議員。

○7 番（牧島良和君）

第 3 回定例会に当たり、一般質問を大きく 3 点、町長にお伺いをいたします。

昨日来、国は内閣総理大臣の位置をめぐって、かなり大きな揺れがあるところであります。

私は、今回北海道新聞を見ながらいろいろ質問をすることでおられますけれども、9 月 1 日の道新社説では、検証、安倍外交と安保の見出しに、その下に大きく、目に余る対米従属だったと、追随だったと、こう書かれているところなんです。

大きく見直す部分では、平和主義に即した外交、安保政策への軌道修正を求めるとか、それから米国とのいわゆるイージス艦、イージス・アショアを

含めて日本の分担を大きく担うように進めるとか、こうしたことが断じて認められないとまで今回の道新は社説の中で書いてあるわけなんですね。

それで、各紙いろんな論評がありますでしょうし、人それぞれ受けとめ方にとってもいろんなものがありましようけれども、それぐらい今の状況というのはそれまである意味国の言うとおりがよしよしと言っていたところを、やっぱり地方が本当にいろんな矛盾や課題に対して、どんなふうに発言していくか、そのことが逆に言えば大きく問われているのだらうなと思います。

先般、町長にも大いに議論をしたいと私、述べましたけれども、そういう視点で私自身も一方的な物の見方でなくして、意見を聞きながらというところに努力をしますが、町もやっぱり不ぐあいな部分は国に対して大きな声を上げていくと、そういうことが本当に大事な時期と状況なんだろうなと思います。

そこで、第1点目の質問であります、今ほど申し上げたように、9月1日付の北海道新聞は非常に中身が太いと、大きいと私、思っています。

ほかの新聞はちょっと1日付は見えていないからわからないですけども、そういう意味では今回日々、紙上をにぎわせている核廃棄物の問題が本当にどのチャンネルをひねっても毎日のようにやっている。

そうした中で、各市町村、自治体の首長さんに対して、北海道新聞はアンケートをとっております。

核ごみ応募の反対の理由は何かと、私はお尋ねをしておりますけれども、道新もそのことを中心にしながら、日々連載をしているところです。

1日付3面総合では、核ごみ応募についての道内首長さんの調査の集計が大見出しで掲載をされています。

本町にあって、町長は反対の表明をアンケートとして返していらっしゃいます。私自身も大いに共感できるものであります。

この字面だけで見るのか、あるいはその周辺も含めていろいろ課題がありますから、見るのかというのは、ともかくも核ごみそのものの道内受け入れ、各自治体の受け入れどうですかということについて、そういう調査があったわけです。

この報道の内容から見ますと、5点ほどになるのかなと。

北海道全体で議論すべきだ。それから短期間での判断はすべきでない。財政を理由に核ごみを受け入れるべきでない。核ごみの受け入れにつながる。そのほかと、それぞれ答えていらっしゃいます。

私もほかにどんな内容が、それからどんな角度から質問しているのかなと思って、滝川支社に電話をしました。

質問のアンケートの内容はまだ口外はできませんということで言われたので、改めてこうしたことでの質問を町長に起こしたわけではありますが、こういう5点ほどのまずは回答の求め方になっているということで、町長はどの点を理由として、質問に対しては受け入れをしないとされたのか、まずお伺いをします。

一方では、全国で54、先ほど56というお話もありましたけれども、原子力発電所があり、既にまだ運転もしていないところも大多数ありますが、それぞれに核のごみとする総称とする部分は排出されているわけですね。

この発電自体を町長は必要と考えるのかどうかを伺い、トータルとして議論をしたいと思っています。

二つ目には、町長の施政方針にもありました。昨年の120年、そしてことしの町政施行60年と、改めてそう記されると、ああ、60年かと思いません。

それで、この60年の年に、非核・平和の町宣言、私はそういう字面で申しておりますけれども、何らかのそうした町としての姿勢を公的に表明されてはという思いで2番目の質問を起こしています。

本年は戦後75年、NHKの夏の報道番組、これではこの三つだけしか書いていませんけれども、非常に長時間番組、8月6日からNHKスペシャル「証言と映像でつづる原爆投下の全記録」、BSスペシャルでは「果てなき殲滅戦」、16日にはBSスペシャルで「原子力の力を解放せよ」と。

ドラマにもなりましたし、その一つ一つが非常に見ごたえのあるものだなと考えております。

町長自身、忙しい中ですから、ごらんになったでしょうか。

宣言について、私はさきの一般質問、30年の第2回において求めています。本町町政施行60年の節目として制定されたいがいかがかお伺いをいたします。

3点目であります。

国道275号線の路側帯及び歩道の草刈りの実施を国に求めていただきたいと起こしております。

ことしの夏は国道を走行する自転車が例年になく多いと思っております。

車両としての自転車は路側帯の通行が義務づけられています。一部状況により歩道も可能としていますが、いずれも雑草が多く、大変危険と考えています。

本年に限らず除草に努め、通行の安全を確保していただきたい。強く国へその管理について求めていただきたいと考えているところでありますが、このことについて考えをお尋ねいたします。

以上、3点についてです。

○議 長

牧島議員の質問に対して、答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

牧島議員のご質問にお答えいたします。

1点目の核のごみに対する応募反対についてのご質問にお答えいたします。

何点か理由を示していただいておりますが、20億円に及ぶ財政的なメリ

ットを主たる根拠として応募したと発言していることが報道され、核のごみを受け入れるということの重大さと町財政を天秤にかけるような姿勢や考え方に違和感を感じたのが一番の理由でございます。

また、足元の町内においてさえ十分な議論がなされていないように見えましたし、9月中に結論という余りの拙速さにも抵抗を感じ、反対と回答したものでございます。

次に、原子力による発電の必要性についての質問ですが、未曾有の大災害となった東日本大震災により原子力発電所に対し従来より厳しい新規制基準が適用され、これに対応して稼働再開したのは全54基中5発電所の9基にとどまっているのが現状でございます。

北海道の泊原発もいまだ再稼働のめどが立っておらず、そんな中で起きた東胆振大震災は原子力に頼らない電力の供給体制を加速させたと感じています。

現に、石狩市で昨年2月に運転を開始した液化天然ガスの発電所は2030年に3号機が完成すると、170万キロワットを超える出力となり、泊原発に迫る能力を持つこととなります。

どの発電方式であっても、コストの格差や化石燃料による二酸化炭素の排出、いまだ不安定、非効率な再生可能エネルギーなどの問題を抱えますが、今後とも安全保障、環境保全の面からも特定のエネルギーに偏らない電源の多様化を図りつつ、最終的には原発が不要となる社会を目指していくべきと考えております。

次に、2点目、「非核・平和の町宣言」についてのご質問ですが、昨今の国際情勢、特にアジア地域における緊迫した情勢を見ますと、町としても非核・平和に対する意識を明確に表明し、町民とも共有すべきものと思っておりますので、今後議会とも協議させていただき、今年度中をめどに実施したいと考えております。

3点目のご質問にお答えいたします。

国道275号の除草の現状は、議員ご指摘のとおり私も認識しておりますが、平成26年度より国道の道路維持での除草は全国的に年1回とする説明を受け、現在に至っております。

年々除草しないことによる道路縁石や歩道路肩等の道路環境の劣化が進んでいることから、道路維持費の確保を国に強く求めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

それでは、再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

第1点目にお答えをいただいたのは、3点ほどの内容での反対の理由、一つ選べではなくて、3択、4択だったのだと思うので、5択ですか。

○町長（川畑智昭君）

口頭です。

○7番（牧島良和君）

口頭だったんですか。

私は、そうしたら、聞く部分というのはある意味狭かったということもありますし、報道側でその1点に絞って単刀直入にお聞きになったのかなと思います。

やはり、問題は、私もこれは13日付で核のごみ、安全なレベルにするのに10万年と、こう大きな見出しで書いているわけですよ。

寿都町の町長さんは広く町民と議論をすると言われてはいるけれども、やっぱりその使わなければならなかった背景も含めて、あるいはそういう道筋になっている背景も含めて、やっぱり大いに一人一人が理解すべきだと思っています。

それで、同じ1日付の道新では、私の新聞評ということで、核ごみの広範な意見を紹介と書いています。

私たち、ともすれば強調するのは、町長の施政方針にもありました。先輩から受け継がれた歴史の中で今どうまちづくりをするかということがよく言われるし、私も大事なことだと思います。

新聞論評では、ちょっとアクセントの位置が正確でないかもしれませんが、ここでヤマモトさんという方は8月14日付の卓上四季というところにも載せられていますけれども、我々は先祖から地球を受け継いでいるのではない。

子供たちから借りているものだと、こういう表現をしています。

文学的といえれば文学的ですけど、やはりこれを言ったのはサンテグジュペリという方のように。

私もそれ以上の細かいことは調べていませんからわかりませんが、いろんな識者がいろんな例えようで物事を評していますけれども、まさにこれからの子供たちにどう残していくか。

私たちはつらい時間の戦前、戦後があって、その後、どうつくるかと頑張ってきたし、そのことは後世にやっぱりそういう豊かな社会であってほしいという思いがあって今だと思うんですね。

やっぱり、私たちはそういう意味で10万年もかかるようなものを残してはいけないと思います。

そういう意味では、共有できるものだと思います。

それで、やはりそういう中で私たちは今の時期、とりわけこういうニュースが流れているときに大きな声を上げて表明して、もしこの質問がどこかの集計会社が核ごみって引っ張ったら、もういっぱい出てきて、やっぱりそういうものは要らないという声が大きくなれば、また世論を一つ動かしていく中身になるんだと思うんですね。

今ほど、後々の時間でもまだまだ自治体の首長さんに対する、今はお答え

で聞き取りのようですけれども、今後の対応の中でもぜひそうしたことでの質問の類があるのかなと思います。引き続き核のごみに対して、やっぱり持たないという姿勢を表明していただきたいと思います。

質問の中で起こしたエネルギーとのかかわりですよね。やはり今の技術ですから、いろんな技術を駆使して、僕は石炭も含めて二酸化炭素をどう抑えるかということも含めて、どんどんそこに国のお金が投入されて、研究を進めていくとなれば、二酸化炭素も基本的にそれを抑えるというか少なくする、そういうことの使い方というのができると思うんですよね。

やっぱり、風力だとか太陽光となっているけれども、まだ蓄電そもそもがなされていない段階で、まだ原子力発電というのが横行しているし、国もそこに力を入れているわけですから、やっぱりエネルギーを確保することというのは非常に難しくて大きな課題だけれども、とにかく今の時点で核のごみそもそもを受け入れないことでの訴えをしてほしいと思います。

最後に、このことでの質問でその延長線上でお尋ねしたいんですけども、お答えは核の電気も使いながら、ゆくゆくというところなんですけれども、そこをやっぱりどう加速させて、合意を得るかというところにも大きな首長さんとしての力の発揮のしようがあると思います。

私はいつも言うんですけども、そもそもこの原子力エネルギーというのは、政府や通産省が放射性廃棄物の処分方法が確立しないまま強引に進めてきたことに問題があると思っています。

だから、早くには幌延町でいろんな議論があったし、それから今の状況のもとで道内町村がいろんな考え方に問われていると思うんです。

それで、地下300メートルの地層に埋める地層処分も行おうとしていますが、複数の巨大プレートがある地震国日本においては、先ほど新聞報道にもあったように、10万年間の監視が必要。

地球、わずかに2,000年ですよ。紀元前、紀元後もありますけれども、2,000年の時間で今我々は核エネルギーなる電気を使っているわけで、やっぱり必要な核廃棄物を安全に保全、保管できるのかといたら、今はまだできないんですね。

ですから、発電すること自体への考え方を早々に早める発言をやっぱりその時々にしていただきたい。

風力、それから太陽光ありますけれども、やっぱり日本は島国で、やっぱりもともと水力発電に大きなエネルギー源だった、やっぱり日本の地形や環境を生かした国々の発電の仕方というのをやらなければいけないし、無造作なエネルギーの使い方に抑制する力が働けば、ブラックアウトのときもそうだけれども、十分にエネルギーとしては確保できているわけですから、そういう発言を今後とも強めていただきたいと思いますけれども、ちょっと遠回しになりましたけれども、最後の質問にしたいと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

今回、ご質問いただきまして、私もいろいろ調べさせていただきました。

国の方で、御存じかと思えますけれど、2018年、2年前ですね、第5次エネルギー基本計画というのが政府から発表されておまして、再生可能エネルギーを将来の主力電源とする方針が明記されたということで、これが初めてだったかと思えますけれど、2030年までに主力電源化への布石を打つと。

2050年には主力電源化を完了するという一応のロードマップがかなり先の長い話ですけれど、示されているのを確認しております。

現在、昨年になりますけれど、電力構成というのですか、何で発電されているかの内訳を見ますと、火力発電、石炭、天然ガス、石油で75%が昨年の電源構成といいますか、4分の3を化石燃料が占めているという実態になります。

もちろん、12年の東日本大震災からほとんどの原発がとまっておりますので、原発は6.5%ということで、それ以外の水力、地力、風力、太陽光等で18.5%ということで、まだまだ2割にも満たない再生可能エネルギーの発電ということが確認されています。

私の回答にもありましたけれど、本来であれば原子力は減らしていく、なくしていくべき、当然国の政策もそうなっておりますし、いずれはそうなるんだろう、そうしていきたいという思いはありますけれど、今現在を見ますと、75%が化石燃料ということで、昨今の異常気象を見ますと、あれがすべて地球温暖化というものを原因しているのであれば、やはり二酸化炭素というのは原子力、核にも勝るとも劣らない危険な要素ではあるのかなと考えております。

いずれは再生可能エネルギーが主力となる日が来るのでしょうかけれど、それまでの間は、化石燃料も燃やしたくない、原子力も使いたくないというのは多分現実的には難しい話だとは思っておりますので、いずれはなくす方向ではあるのでしょうかけれど、それまでは国が言うベストミックスというのですか、バランスのとれたエネルギー政策を当分の間は進めていくしかないのかなと思えますけれど、行政側といいますか、私たちとしては国に対して少しでも原子力を減らす、なくす方向に進むよう声を上げる機会があれば出していきたいと思っております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

いいえ。

○議 長

それでは、2点目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

機会があればということですがけれども、機会がなくても、先んじて発言をしていただきたいと思います。

次に、非核・平和宣言について、今年度中にめどとして実施したいと述べられています。

前回の質問を起こしての今回、前段申し上げた核のごみという文言に限れば、広島、長崎への原爆投下やこの私が今申したスペシャルニュースの中で多く述べられている、時間を割いて訴えている時間なんですけど、やはりこの経過の中で毎年のことだけれども、町に対して被爆者の国際署名ということで、いつも5月の時期には署名をいただいているところであります。

道内市町村では179のうち148がその宣言を今しているところです。

空知管内でいっても、まだ数カ所、うちの町も含めてその宣言を進めていないところでもあります。

やはり、この議論を通じながら、町民に平和の問題、先ほど言ったこれからの社会をどう残すのか、戦前の経験をした人たちがどんどん少なくなると。

うちの町も、夏、戦没者慰霊祭をやります。ことしもやりました。一般参加者はなかなかことしのコロナ禍の中で同席することはかないませんでしたけれども、やっぱりそのお一人お一人が大変な辛苦の中での時間が過ぎているわけですよ。

それで、浦臼町60年、戦後75年という時間をちょっと顧みれば、もう今の町を町長を先頭に動かしている皆さん方も60年の時間、皆さん過ぎているわけですよ。戦前の方はいらっしやらないわけですよ。

だから、やっぱりそういう時間を経験した人たちにどうこたえるか、それから先ほどもあわせて申し述べたように、今後の社会、それから地域、それをどう後世に胸を張って伝えていく、残していくのか、そのことが今皆さん方行政の立場でいえば町長を先頭にしてお一人お一人がやっぱりそういう位置にあるのだろうと思うわけです。

ですから、改めて開町60年、やっぱりこの時間というのは町長の執行方針、それから町政要覧も含めて読み返してみると、やっぱり、ああ、60年の節目にこういう非核・平和の宣言をやれたなど、やっぱりそういうところでその時々もしっかりとした位置でやっぱり後世に伝えていけるものだと思う。

国連の中では、13日の日、晩に札幌市から私、帰ってきて、NHKのラジオを聞いていましたら、東京都の高校生だけれども、非核・平和へ向けた署名を取り組んでいると。

ことしはコロナ禍でもって、国際連合での会議はなくて、来年あるようなんですけれども、そこに向けてやっぱり国際的にももっと強めた仕事をしようと言って、高校生が署名を集めているというニュースをNHKで流していました。

言葉はいろいろあるんですけども、国連で言う核兵器禁止条約というのは122カ国が手を挙げて採択された条約なんだけれども、これが調印しているのは81カ国で、批准をしているのは46カ国と。

残念ながら、日本はよく言われますよね。被爆しながらもまだそのテーブルに乗っていないんですね。

ですから、やっぱりそういう意味でも批准をしているのは46カ国で、50カ国になると条例に対して、その国々に一緒にやろうと、核を持っている国も非核に向けたステージを討議しましょうと、やっぱりそういう拘束力も発言力も国連として持つようです。

ですから、それにするにはあと4カ国と、私、聞きました。

ですから、やっぱり高校生たちも含めて、将来のことを考えれば、その平和への願いというのはより強いものだな。

NHKのドキュメントでもそうしたことが多く語られていましたけれども、戦後75年、開町60年の節目として、その位置にしっかりと位置づけていただきたいと思いますが、言葉の確認になりますけれども、60年を機にしてやりますと、そういう位置で再度お答えをいただければと思います。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

当然60年の節目として行うことにたまたまなったというか、今回ちょっと書きましたけれど、やはり世界情勢といいますか、特にアジア近郊の一国を指すことになるかもしれませんけれど、本当に厳しい動き方といいますか、想定外の動きも見せておりますので、こんな時代にこそこういう非核・平和宣言というのがふさわしいという思いもありまして、60年とあわせまして実施していきたいと思っています。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

ありません。

○議 長

それでは、3番目の再質問ありますか。

牧島議員。

○7番（牧島良和君）

3番目について質問いたします。

先ほど言った9月1日の社説の一番最後にも、もっとも近い隣国との対立、これ以上放置してはならない、このことも社説で述べているので、近間でいえば隣近所、友人、国々であれば隣の国、こちらの国、そういうところでの意見の交わりというのは大変に大事なんだということも、そう読み取れる社説でもありました。

ごめんなさい、3点目に移ります。

今ほど、上級機関に対して、その求めようを私、求めたわけです。

国の管理だから、直接日常の訴えでもいいよねと、それが一般質問かよというのもあるんだけど、やっぱりだからそう求めていただきたいと、こう言葉をひねったわけでして、私、自転車で通ってみたんですね。中古で7,000円で買った自転車なんだけど、それで走ってみました。

それがあるのと、ほかでも何か所かあるのかもしれないけれども、8月27日に晩生内で自転車の接触事故があったんだね。

私もちょうど救急車の音が聞こえたから、現場へ行ってみましたが、状況はわかりませんが、自転車ツーリングの北海道旅行者、都府県の方かもしれないけれども、いずれにしても接触した事故でありました。

町長、自転車で国道、乗ったことありますか。

多くの人はないかな、でもお買い物をするご婦人、形は違うけれども高齢者がシニアカーで歩道を走る、もちろん今ほど申した北海道旅行者が道内を周遊する、やっぱり国道を走ります。オートバイも多いですけど、自転車も非常に多いと。

そういう中であつたものですから、この質問を起こしたわけですけども、やっぱり本当に乗ってみてひどい。改めて国道275号線、札幌市へ行くまでの間、これほどの草のある町村はないなど。

いや、××〇〇の町村のところもひどいところはありますよ。だけれどうちの町はわずか12キロですよ、これ。国道ね。それがやっぱりとにもかくにもひどい。

お答えにありましたように、そう上申させていただきたいし、求めていただきたいと思えますけれども、やっぱり管理が悪いから歩道も割れて、そこから草も出てきていますね。

歩道とするとところが1メートルなのか80センチなのか、その間にまた草が割れて生えているんだから、だから自転車自身は歩道は一応原則走れないと。

路側帯を走るんだけど、路側帯も国道の幅の広さでもって、路側帯が30センチのところもあれば50センチのところもある、1メートルのところもある。

歩道のないところにも路側帯はあるけれども、すぐのり方の草がぐっと路側帯の方に入り込んでいると。今もそういう状況、何か所もありますよ。

ですから、自転車で走る人はそれをよけつつ、なおかつオートバイや自動車をバックミラーで確認しながら通らなければならないという環境にあるわけです。縁石にも草が生えていると。

私、走ってみて、やっぱり普通の車もそうですけれども、今は長いトレーラーが多く貨物輸送で走っています。すごい風圧ですよ。圧力と、それから走り去るときの引っ張られる力ね。やっぱりそれが非常に強く感じました。

ですから、やっぱり安全に気をつけているとはいっても、そういう危険の

中で自転車走行、それからバッテリーカーなども走れば60センチぐらいの平らなところが必要だけれども、これ2台走って、行き帰り歩道のないところは逆走も、これなってしまうわけだから、交差するの自体大変なんですよね。

だから、やっぱり三輪自転車も含めて通行するには大変危険な状況だと思います。

ぜひ、全行程12キロを走らないまでも、安全なお父さんの自転車を借りてでもちょっと走ってみて、その危険性を確認しながら、自転車にちょっと乗って、大きな声で上級機関に走ってもらいたいと思いますが、我々、車社会で車にばかり乗っていますから、そういう経験もして、私もやってみました。

だから、大変だなと思ったので、ぜひ町長にもけがしないようにそういう乗り方をしながら上申してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

私も雑木の方がかなり大きくなってきたなどはずっと見ていたところですけど、余り草の方は他の町と比較したこともありませんでしたし、車で走っている分には多分よく見ないで走っているのだと思います。

まずは、自転車に乗るか乗らないかは別といたしましても、状況を1度見てみたいと思います。

あと、他の町の状況も見ながら、ちょっとおかしいのであれば上級官庁の方に相談に伺いたいと思います。

○議 長

再々質問ありますか。

○7番（牧島良和君）

よろしいです。

○議 長

それでは、発言順位6番、折坂美鈴議員。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、令和2年第3回定例会におきまして、教育長に1点と町長に1点の一般質問をいたします。

まず、1点目であります。小中学校に空調（冷房）設備の設置を。

ことしは8月後半から30度を超す猛暑日が続き、9月に入っても気温が高い傾向が続きました。

湿度も高く、今までの北海道の気候とは異質でありました。

本州では、熱中症対策として国も力を入れたので、小中学校の冷房設置率は9割に達しているようです。

北海道ではまだ設置しているところは多くはありませんが、近年の傾向として、5月にも30度を超える日があったりと、気候が変動していて、冷房設備を検討してもよいのではないかと考えます。

浦臼町の小中学校の現状は、パソコン教室だけは冷房設備があり、普通教室は大型の扇風機が天井に2台設置してありますが、紙が飛ぶ、扇風機の音で会話が聞き取りにくい状況があります。

授業に集中して取り組めるように、熱中症対策としても有効な冷房設備の設置をぜひ検討していただきたい。

ちなみに、こども園は全室冷房完備されています。

次に、町長に対して1点質問をさせていただきます。

コロナ対策として農業者支援を。

浦臼町のコロナ対策は、国の1次補正、2次補正とともに、経済対策という対処療法として、大幅な収入減に陥った商工業者に対する支援をし、町民に対しては2度のマスクの配布とプレミアム商品券の発行で消費喚起を図りました。

2次補正では、光ファイバー網整備に使われる金額も大きいです。

次の「国の農業者に対する支援としては」の部分ですが、個人申請ではありますが、国の支援は各種あるということで、この2行を削除させていただきたいと思います。

次の「浦臼町農政係によると」の部分でございますが、前年より2割以上減収した農家は少ないというところでは、高収益作物次期作支援の対象者に限った場合だということで、私の聞き取り間違いでありましたので、この部分も訂正させていただきます。

次のように訂正いたします。

農業分野での経営の実態はどうかということについて、浦臼町として農業者個人ごとの経営状況は把握していないということです。

現在は、町による農業者への支援策は検討されていませんが、私は経済が長期にわたって落ち込んでいる影響はこれから農業分野にもあらわれることを懸念しています。

外食産業の落ち込みにより、既に牛肉、米、バターなどの在庫が積み上がっているのです。

米の場合、国が生産調整をやめたことも影響していますが、コロナによる需要不足で供給過多になっていて、ことしの米価は去年より下がると言われています。

農家の所得が減ることは離農にもつながっていくので、私はコロナ対策として、農業者支援は必要と考えます。

1、米を主要な収入減とする農家が多い浦臼町においては、的確な状況判断と早目の対策を望みます。町長のお考えはいかがでしょうか。

2、世界的に見れば、中国は水害とバッタの被害拡大で食糧が不足し始めているといえます。

十数億人という人口の中国が食糧輸入を拡大していけば、食糧自給率が低く食糧を輸入に頼る日本はたちまち食糧不足となるということが考えられます。

国による農家の所得補償の必要性をどう考えますか。

○議長

折坂議員の質問に答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

子供たちのための安全で快適な学習環境の整備につきましては、学校の設置者である町、学校の管理者である教育委員会の重要な責務であると考えております。

本町におきましては、学校の耐震化等により、平成24年に中学校を新築、平成27年には小学校を大規模改修し、児童生徒の学習環境の整備を図ってきたところでございますが、残念ながら計画当時には冷房設備を整備するといった考えには至っておりませんでした。

しかし、学校における熱中症による事故が社会問題となり、本町においても児童生徒の学習環境の改善を図るための方策を検討した結果、平成30年度、小中学校に天井サイクル扇を整備したところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、気候変動等により北海道においても夏日はもちろん、真夏日になることも珍しくなく、非常に暑い日が多くなっており、天井サイクル扇での対応にも限界があるのも事実でございます。

また、近隣市町におきましても、空調設備を整備した、もしくは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において整備するといったことも聞き及んでおり、中空知管内の近隣市町の整備状況や運用方法等を現在調査しているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、教育委員会で協議を進めるとともに、町と連携をしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

折坂議員の2点目のご質問にお答えいたします。

初めに、米価下落等の対策についてのご質問ですが、ホクレンでは2020年産米の概算払いを6年ぶりに引き下げ、ななつぼしでは前年比300円減の60キログラム当たり1万3,200円とするなど、主要品種で400円から200円の引き下げ、またゆめぴりかは前年並みのとおり米価が大暴落した14年産米に比べると小幅な引き下げとなっております。

現状では、経営に大きな影響を及ぼす下げ幅とは考えてはいませんが、今後とも作況や米価の動向、さらには次年度の作付への影響等を含めて注視し、

必要な対策をとっていきたいと思います。

次に、所得補償の必要性についてのご質問ですが、世界じゅうでバッタが大量発生し、アフリカや南西アジア、南米でも農業被害があり、穀物輸入に影響が出る可能性があるということは報道等で承知しております。

現時点では、市町村に対して、国からの具体的な動きはありませんが、世界規模での自然災害やバッタ被害、新型コロナウイルスなど農業生産を阻害する要因があふれており、国内生産を促進するための国による支援策は当然必要であると考えております。

以上です。

○議 長

再質問ありますか。

折坂議員

○5番（折坂美鈴君）

教育長に再質問をしたいと思います。

前向きな答弁をいただいたと理解をいたしました。ぜひ設置に向けて取り組みをお願いしたいということを再度お伝えしたいと思います。

昨今は、連日の猛暑がうそのように雨を境に急激に気温が下がりましたが、9月に入っても30度を超す暑さはきつかったと、そういう思いはつい最近のことでございます。

振り返りましたら、去年も暑かったんです。サイクル扇はついていたと思うんですが、近年の傾向として、春なのに5月が暑かったですね。

それから、8月下旬から9月がまた暑くなり、残暑が厳しい、そういう傾向が続いております。

その8月下旬に、私は中学校にお邪魔をさせてもらったんですけども、夕方でしたがすごく暑くて、昼間は室温で30度を超えるとなると、本当に暑いだろうかと、落ちついて授業を受けることなどできない状態ではないかと容易に推測されたわけでございます。

教育委員会としては、このような現場の状況を確認されているかどうかをまず伺いたいと思います。

この場で伺ったところによりますと、玄関入ってすぐのフリースペース、多目的教室があると思うんですけども、ここに西日が当たるということで、日を遮るカーテンがない部分があるとお聞きをしております。階段のところ一部カーテンがない部分があると聞いております。

クーラーをつけるにしろ、つけられなかったという場合もあるかもしれませんが、暑さ対策としてやれることは早急にやる必要があるのではないかと、見ていて感じましたので、確認をしたかどうかという質問が1点であります。

また、答弁にもありましたけれども、本州ではありますが、2018年に熱中症で小学生が亡くなったという事件があり、2019年の補正予算で国はブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金というものを出しました。

これを受けて、設置を急ぐ自治体が相次ぎまして、昨年9月1日時点で

は設置率が前年の60.2%から78.4%に。昨年の年度末には9割に達する見込みだという発表があったということを知りました。

北海道はこの時点で0.8%と異常に低いんですけども、先ほども申しましたが、近年は北海道の夏も暑い、今までのように少し我慢すればすぐに涼しくなるという状況ではないと、そういう感覚はもうないのではないかと私たちは思うんですけども、特にことしはコロナのために8月も学校に通いましたし、特にお盆明けはとても暑かったと思います。

その上、マスクをつけて授業を受けているということで、生徒にとっては苦痛であったと推測されます。

熱中症対策ということではありますが、振り返りまして、水筒などを持たせて水分補給のための熱中症対策をとられていたかどうかということをお聞きしたいと思います。

熱中症対策ということは、子供たちの命を守るということにつながるのという質問でございます。

以上です。

○議 長

答弁をお願いします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただ今のご質問にお答えをいたします。

現場の状況の確認ということでございますけれども、まずコロナの状況から学校を再開するに当たって、学校で要望等するものはないかということでお尋ねをしたところ、中学校の校長の方から、大型の扇風機を導入してほしいということで、今回の承認第5号ですか、専決処分の予算にも計上させていただいております予算でもって、大型扇風機を小学校、中学校に導入をさせていただいております。

あとエアコンの導入について、具体的に学校の方から要望があったという経過は今のところありませんし、先ほど答弁させていただいたとおり教育委員会で議論さえもしていなかったということでございます。

ただ、感覚的には本当に先ほど議員おっしゃるとおり、暑くてさらに湿度があつて、本当にエアコンが必要なのではないだろうかという考えを持っておりますので、近隣の状況も調査中ということで書かせていただきましたけれども、10月に中空知の教育長会の例会というのがございまして、そこに各市町村の状況と運用方法についてお尋ねをしているところであります。

それから、先ほど西日が当たる部分ということでお話がありましたけれど、それにつきましては新年度に向けて、予算等がどれぐらい必要なのか、カーテン等の設置、それができることなのかどうかというのをちょっと検討してまいりたいと思います。

それから、文科省では教室にとって最適な温度というのが17度以上28度以下と示しております。

28度以下に抑えるための空調設備ということなんでしょうけれども、折坂議員から一般質問があつてのことなんですけれども、昨日も校長会がありまして、エアコンを導入するにしても、ある程度の根拠が要るので、外気温と建物の教室の温度、湿度を計測するのに協力してもらえないかということでお話をしております。

ですから、ちょっともう夏は過ぎたんですけれども、冬の温度だとか湿度だとか加湿の状況にも反映できると思いますので、そういった計測についても依頼をしているところです。

どのような計測の仕方がいいのかというのは、ちょっとこれからまた学校と相談をしていきたいと思っております。

今後、ますますこういう気温になる可能性もありますので、何らかの対策は学校と相談しながらとっていきたいと考えております。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○5番（折坂美鈴君）

ありません。

○議 長

2点目の再質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

それでは、町長に再質問をいたしたいと思えます。

米価下落、この原因としては在庫量の増加がありますけれども、その点について町長の考えを伺いたいと思えます。

米に対してであります、在庫が積み上がっていく理由の一つには人口減少もありまして、米の消費量が毎年10万トンずつ減っているんです。

国は、飼料米への転換を求めていますけれども、一時はうまくいったんですけれども、また米価が回復してきたということもあって、だんだん米をつくる人がまたふえてきた、そういう状況が現在であります。

9月11日の農業新聞に、米の在庫量についての試算が載っていたんですけれども、適正在庫量というのは180万トンでございます。

それに対して、20年の在庫量はすでに201万トンでございます。20万トンも上回っていて、2020年度米が平年並みの作況だった場合は、そして需要がことしよりまた10万トン減ると予測しますと、21年6月には229万トンもの在庫量になると試算をしております。JA全中の試算が載っておりました。

これは前回米価が下落した13、14年産の在庫量が220万トンだったので、これを上回る計算で米価への影響が懸念されています。

答弁では、今のところ小ぶりの下落だと押さえているようでしたが、まだわからないといえますか、不安要素がこのようにいっぱいあるわけござい

まして、新聞によると数百円から1,000円という値段も見ましたけれども、下落するのではないかという記事を私は見ました。

そこで、来年21年の作付についてであります、これは大幅な削減が必要となってくるわけでございます。

国は、生産調整を廃止しましたので、生産者、それから集荷団体、行政も一体で対応を早急に検討しなければならない状況に今あります。

行政の首長である町長の考えはどうでしょう。米の需給安定のためにどうしたらいいのかというお考えが町長にあるのかどうか、難しいかと思いますが、ちょっとここをお聞きしたいと思いました。

私は、日本の食糧基地である北海道であります。農地整備も進み、効率よく大量生産が可能であります。

良食味米をつくっている特に空知、上川、地域においては飼料米ではなく主食米の産地形成にぜひ行政にも力を注いでほしいと思っています。けれども、町長はどのようにお考えかということを一歩目に聞きたいと思っています。

米が余るなら輸出したらいいと、そういう考えの方もありますけれども、それをうまくやるのはほんの一部の農家であり、高齢化している農家には輸出しろと言っても無理であります。

ただ商社がもうかるだけではないでしょうか。商社は農家から安く買い取り、外国に高値で売ろうとするでしょう。

だから、国は輸出を促進するのではなく、命の源を供給している農業を守る、農家の所得を守るといった方向に力を注いでほしいと思っています。

国は今農業もグローバリズムの競争社会の波に乗せようとしているわけですが、これは間違いだと私は思っていて、やはり工業製品と同じに扱ってほしくないと思っています。

国がやるべきことは、農家の所得が減った分の補償を諸外国並みに十分に行って、農家の意欲、これを失わせないようにすること。

農家を守らないと後継者がいなくなる、そういう問題にもつながると思うんですね。食糧自給率を上げることなど到底できないですね。このことをやらないと。

ことしの米価の下支えについて、国の対応も首長からも求めていただきたいと思っています。

また状況によっては、町の対策も私は視野に入れてほしいと、そういう状況判断をお願いしたいと思っています。

コロナ禍において、コロナ感染拡大の真っ最中も仕事を休めないで現場で働く人たちがいました。

エッセンシャルワーカーということが言われましたけれども、エッセンシャルワーカーによって世の中が動いているということが改めて認識、私たちはできたのではないのでしょうか。

農家もいわばエッセンシャルワーカーではないかと私は考えています。日が上れば起きて働きますし、どんな状況であっても種をまいて作物を育てま

す。

これらの人々が誇りを持って仕事に従事できるよう、この人々の生活の質を上げるという観点で農家の所得を補償してほしい、そういう認識に立っていただきたいと思っております。

ここに町も一役買ってほしいかなと、そういう考えでおりますが、いかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

非常に大きな問題でして、一つの町でどうこうできる部分ではないかと思うところもありますけれど、今回コロナ禍による影響で今年度の米価が下がり、来年の作付に影響が出るということであれば、当然国が商工業者、観光業者を救済したように、同じような形での救済策が当然示されるべきだと思っておりますし、そうなると思っておりますので、当然それを活用しての支援、さらに町として上乘せするかどうかの判断はそのときにさせていただきたいと思えます。

回答の中で、米価の動き、さらに次年度への作付への影響ということで一文を入れさせていただいたんですけど、これはやはりことしの米余り、当然インバウンドが来ていないことによる影響等が大きいとも聞いておりますので、当然ことし余れば来年つくれないというのが自然の流れなのかと思えますので、そうなれば当然国の配分がなくなってしまうんですけど、目安というのが示される今の時代ですから、それへの影響というのも当然出てくるということになると思えますので、当然それによってもことし並みにはつくれないという状況もあり得ると考えておりますので、そうなったときにどこまで町としてできるのか、あと道なり国なりがどういう対策を打ってくれるのかわかりませんが、当然農業経営をつなげていくというのですか、続けていくための最低限の当然支援はしていかなければ、とりあえずこの難局を乗り切ることが大切だと思えますので、町としてもできる限りになりますけれども、支援はしていきたいと思えます。

町として当然できることはしていくんですけど、当然浦臼町だけでできることは限られておりますし、私、この前、道の方と話したときに、一つ話したのは、先ほどの地球温暖化の話とも関係してきますけれど、どんどん農作物の北限が上がってきているというのをニュースで見えております。

今まで南の方でつくっていたものがいずれつくれなくなるような時代が来るとなれば、一番北に位置する北海道が最終的な食糧基地として非常に重要な役割を果たすことになると思えますので、農業特区というのですか、最後まで北海道での農業を守り抜くという国のそういう方針がいずれ示されてもいいのではないかと考えております。

まだまだ道の方に話しても、そんなところは現実的ではない話だという感

じでしたけれど、いずれはそういう時代も来る可能性があると思っておりますので、町としてもできる限りのことはしますし、道や国に対しても声を出していきたいと思っております。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

今の町長の答弁をお聞きしておりますと、国の動きがあれば町もそれに乗っかるのかなとか、そういうぐらいの消極的な姿勢にしか、ちょっと私は聞こえなかったんですけど、後段の中では北海道の立ち位置といいますか、そういうものを認識されているのかなというところもあったんですけども、米価の下落というのがコロナだからというわけではなくて、今後ずっとつきまってくる問題だよということを需要が減るということで、そのことを認識しながら、では、農家をどうやって守っていくのかということこの浦臼町は米の産地であると、農業が基幹産業であると町長はおっしゃっているので、浦臼町の農家をどう守っていくかというそういう力強い姿勢が見られたらと思って質問したので、ちょっと今のは残念な答弁だったんですが、まだつけ加えることがあったら、どうぞお答えください。

そして、質問としては、米農家に対する支援についての質問だったんですけども、町のコロナ対策として、農家に対する支援がまだないなということが念頭にありましたので、質問の冒頭では1次補正は商工業者に対する支援、2次補正でも光ファイバー網設置に多く使われるんだなと、まだ農業者に対する支援はないのかという思いを込めて書いたんです。

現状では、減収に追い込まれた農家は現在のところ余りいないかもしれませんが、調査はすべきではないかと私は考えています。

農政係とお話をさせていただきましたが、個人の経営状況なのでという、議会や委員会場で話すことではないというとらえ方でありまして、私もここでだれがどのぐらい減ってということを公表しろと言っているわけではなくて、内部の資料としてはきちんと何の業種がどれぐらいの減収になっているかということを押さえていないと、今後どのような支援をやろうかという話、検討はできないのではないかと考えています。

商工会ではそれぞれの商店がどれだけの減収になっているかをちゃんと把握していたので、状況に合わせた支援方法をしっかりと組み立てられておられたと私は思っています。

農家の場合はなぜそれをやらないのか、そこをお聞きしたいと思っております。個人の経営状況の把握をしていないという答弁に対してです。

○議 長

答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

残念な答弁というお話でしたけれど、確かに町としてできることはやりますということでお聞きいただきたいと思えますし、当然、国、道のレベルでやることもあるでしょうし、当然三者で協調して守っていくというのが大前提になると思えます。

浦臼町が農家に財政的な支援を投入するというのは当然あり得る話ですが、限度を持っての話になりますから、何もしないというわけではありませんけれど、できる範囲のことをやらせてもらいたいと思っております。

なぜ、農家の方の所得状況、収入状況を確認しないかということですが、明確な答えになるかどうかわかりませんが、商工業者と違って、毎月の売上げが明確に農家の方は出づらいとも聞いておりますので、どの時点に限って調べるということが単純に昨年との比較、おとしとの比較ということにはならないと思っておりますので、今まではしていなかったことですが、どこまで把握できるのかということのちょっとしたこれから相談しなければできないと思っておりますので、やらなかった理由としては、明確に何月の時点での数字が出づらいと聞いておりましたし、思っておりましたので、今までやってこなかったという状況になります。

○5番（折坂美鈴君）

今後は。

○町長（川畑智昭君）

検討します。

○議 長

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第6 承認第5号

○議 長

日程第6、承認第5号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の4ページをお開きください。

承認第5号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和2年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年7月20日

浦臼町長 川畑智昭

一般会計補正予算（第6号）につきまして、予算書にてご説明申し上げます。

承認第5号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）。

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1,396万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ39億8,024万9,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月20日

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、歳入歳出予算の補正につきまして、歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開きください。

本補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策として実施する町内商工業者に対する支援金と感染防止対策に係る補助金及び小中学校における感染症対策備品に要する経費を追加するものでございます。

6款商工費、1項1目商工振興費、補正額1,345万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により売り上げが減少したものの国の持続化給付金の支給対象外となる町内事業者を対象として3段階の売上減少率に応じ、30万円、40万円、50万円を一律支給する商工事業者持続化支援金1,155万円及び町内事業者が実施する事業所内の感染防止対策充実の取り組みに対して補助金を交付する商工事業者感染防止対策支援事業補助金190万円でございます。事業実施主体はともに浦臼町商工会でございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額36万円の追加でございます。17節備品購入費といたしまして、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、小中学校各教室における換気体制の整備に必要となる大型扇風機計30台分の購入費でございます。

5項3目学校給食費、補正額15万円の追加でございます。17節備品購入費におきまして、本年度新規購入した給食車にて実施する学校給食の運搬を効率的に行うために必要なかご台車計4台分の購入費となっております。

歳出合計1,396万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額1,396万円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金からの繰り入れを行うものでござ

います。

歳入合計、歳出と同額の1,396万円の追加となっております。

以上が、承認第5号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第6号）の内容でございます。ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

8ページの商工振興費に関してであります。

この中で、商工業者感染防止対策支援事業補助金に190万円とありますが、専決処分に対しての説明を全員協議会で受けたときに、この補助金は感染防止対策をやっている商工会員の方に当たるということで、商工会員以外の人も感染防止対策をやっているの、これでは公平な支援ではないのではないかという意見が相次いだと思いますが、その解決は図られましたか。

○議 長

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

この予算上の話では、前回説明のとおり商工会員に対する支援で、その中での運用とさせていただいておりますけれども、今回この議会の後に第2次の臨時交付金に対するご説明をさせていただきますけれども、その中でもう少し広く応援という形で給付を検討しておりますので、その中での救済策と考えておりますので、この予算は前回の説明のと通りの使い方をさせていただきます。

○議 長

ほかにございませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第5号 専決処分した事件の承認については原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第38号

○議長

日程第7、議案第38号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝陸己君）

議案第38号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億403万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億8,428万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債の補正」による。

令和2年9月15日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

初めに、2表地方債の補正についてご説明いたします。6ページをお開きください。

1. 追加でございます。

起債の目的、高度無線環境整備推進事業、限度額、6,680万円でございます。高度無線環境整備推進事業負担金、いわゆる光回線整備事業に係る自治体負担金の予算計上に伴いその財源として追加するものでございます。

起債の方法につきましては証書借り入れ、利率につきましては6.5%以内といたします。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該利率見直し後の利率とするものであります。

償還の方法につきましては、政府資金についてはその融資条件によるものとし、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによるものとさせていただきます。

ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができるものといたします。

続きまして、歳入歳出予算の補正につきまして、まず歳出よりご説明申し上げます。11ページをお開きください。

主なものについてご説明申し上げます。

2款総務費、1項5目公共施設管理費、補正額5,010万円の追加でございます。14節工事請負費につきまして、公共施設LED化改修工事に係る予算を計上するものでございます。改修対象施設は農村センター、保健センター、ふるさと活性化センター、晩生内地区コミュニティーセンター、鶴沼改善センター、ふれあいの家、除雪センターの7施設でございます。

8目諸費、補正額40万円の追加でございます。25節寄付金につきまして、令和2年7月豪雨に係る災害義援金を計上するものでございます。

9目地方創生事業費、補正額1億2,500万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金に高度無線環境整備推進事業負担金といたしまして、民設民営方式により光回線未整備地区に係る整備事業を実施する東日本電信電話株式会社に対する負担金を計上するものでございます。

4項1目戸籍住民基本台帳費、補正額202万3,000円の追加でございます。12節委託料につきまして、戸籍の附票ネットワークと住民基本台帳をマイナンバーにより連携させるため、住民基本台帳システム側の改修業務を委託するものでございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額101万5,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金につきまして、本年度の新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言発令期間とコロナ禍においても事業を継続した町内福祉施設を運営する事業者が行う感染防止対策の取り組みを対象として、1事業所当たり50万円を上限に定額で給付する福祉施設特別給付金を計上するものでございます。

5目障害者福祉費、補正額158万6,000円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、2市4町で共同運営しております砂川市子ども通園センターが実施する空調設備及び加湿空気清浄機の整備費のうち本町負担率に基づく負担金を計上するものでございます。22節償還金利子及び割引料につきましては、障害児入所給付費等、令和元年度の各種障害者医療費の減少に伴い、令和元年度受け入れ済みの国または道負担金の一部について達成額に合わせ歳出予算よりそれぞれ返還するものでございます。

次のページをお開きください。

3項1目老人福祉総務費、補正額696万9,000円の追加でございます。12節委託料につきましては貯筋教室等開催時の3密回避のため回数をふやして実施することによって、予算不足となる委託料を追加計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金といたしまして、地域密着型介護老人福祉施設ゆうあいの郷及びグループホームゆうあいの郷が実施する簡易陰圧装置設置経費の支援に必要な間接補助金を計上するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額322万4,000円の追加でございます。14節工事請負費につきましては、ぶどうの丘恵彩館、

ブドウ果搾汁施設稼働時における地下水の水量不足に対応するため、貯水槽及び圧送ポンプの設置等給水設備の改修に係る工事請負費を計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び若手農業者チャレンジ応援補助金の各事業に係る対象者の増に伴い、必要額をそれぞれ追加計上するものでございます。

8目水利施設管理費、補正額197万1,000円の減額でございます。10節需用費につきまして、本年度の電気料を確定額に基づき減額するとともに、令和3年度実施予定から前倒しにより補助対象として実施する揚水機場室内排水ポンプの更新に係る修繕料を追加することにより、基幹水利施設管理事業に係る事業予算を精査するものでございます。

6款商工費、1項2目観光費、補正額92万7,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、鶴沼公園内支障木の伐採撤去に係る業務を委託するものでございます。

次のページをお開きください。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額400万円の追加でございます。14節工事請負費といたしまして、冬期の町道等除雪業務従事者等が待機する建設車庫において、新型コロナウイルス感染症防止対策として実施する換気扇及びトイレの改修等に係る工事請負費を計上するものでございます。

4目除雪対策費、補正額100万円の追加でございます。12節委託料におきまして、除雪業務従事者の中で万が一新型コロナウイルス感染者が発生してしまった場合、すべての除雪業務が停止してしまうことが想定されることから、受託者において実施する除雪業務従事者の分散待機が可能となる仮設事務所の設置等業務停止リスクの回避に必要となる経費を上乗せの上、除雪業務を発注できるよう所要の委託料を追加計上するものでございます。

3項1目住宅管理費、補正額230万円の追加でございます。10節需用費におきまして、公営住宅等長期入居者の退去等に起因する大規模修繕の増に対応するため修繕料を追加計上するものでございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額450万円の追加でございます。10節需用費及び17節備品購入費につきまして、新型コロナウイルス感染症対策のためのマスク等購入支援事業並びに学校再開に伴う感染症対策学習保障等に係る支援事業により各種消耗品や備品を調達するために必要な経費を計上するものであります。内訳につきましては、小中学校各200万円となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、小中学校が行う見学旅行や研修旅行等校外学習に係るバス移動時の3密を回避するため追加的に必要となるバス借り上げに係る経費を負担金として各学校に支出するものでございます。

2項1目学校管理教育振興費、補正額98万1,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、学校給食の運搬業務を円滑に行うため小学校の給食搬入口を新規購入した給食車の形状に合わせて改修する工事を実施するものでございます。

歳出合計 2 億 4 0 3 万 6, 0 0 0 円の追加でございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。7 ページをお開きください。主なものについてご説明させていただきます。

9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税、補正額 1 億 4, 1 9 6 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い所要額を追加計上するものでございます。

1 3 款国庫支出金、2 項 1 目総務費国庫補助金、補正額 6, 3 7 4 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。戸籍附票システム、戸籍情報システム、住民基本台帳システムの改修経費に係る補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を追加するものでございます。補助率は 1 0 分の 1 0 の定額補助となっております。また地方創生臨時交付金につきましては、高度無線環境整備推進事業、いわゆる光回線整備事業に係る自治体負担金の財源とするため、必要額を計上するものでございます。

6 目教育費国庫補助金、補正額 2 0 2 万円の追加でございます。学校保健特別対策事業費補助金のうち児童生徒数に応じて補助金算定される感染症対策のためのマスク等購入支援事業及び 1 校当たり 1 0 0 万円を上限として補助金が交付される学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る支援事業の 2 事業に係る補助金 2 校分を計上するものでございます。補助率は 2 分の 1 でございます。

1 4 款道支出金、2 項 1 目総務費道補助金、補正額 2, 1 9 0 万円の追加でございます。公共施設 LED 化改修工事の財源とするための地域づくり総合交付金を計上するものでございます。補助率につきましては対象経費の 2 分の 1 でございます。

2 目民生費補助金、補正額 6 3 6 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。本補正予算の歳出において計上しております介護サービス提供基盤等整備事業費補助金と同額の間接補助金でございます。1 7 節繰越金、1 項 1 目繰越金、補正額 1 億 4, 1 6 2 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。令和元年度決算による前年度繰越金でございます。

次のページをお開きください。

1 9 款町債、1 項 1 目臨時財政対策債、補正額 3 3 9 万 6, 0 0 0 円の減額でございます。令和 2 年度普通交付税算定結果に基づき、起債予定額を減額調整するものでございます。

6 目総務債、補正額 6, 6 8 0 万円の追加でございます。高度無線環境整備推進事業の財源とするものでございます。過疎対策事業債による起債を予定してございます。

2 0 款繰入金、1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 2 億 3, 8 1 3 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。札沼線代替輸送事業等基金繰入金につきましては、令和元年度において財政調整基金からの繰り入れにより執行いたしました札沼線代替バス運行に係る事前準備等補助金、内容につきましては主に奈

井江線乗合タクシーに係る車両購入費でございますが、札沼線代替輸送事業等基金の設置に伴い、本補正予算において財政調整基金との調整を目的とする繰り入れ631万円を追加するほか、財源調整に伴い財政調整基金を1億2,564万1,000円、減債基金を1億1,880万円繰り戻すためそれぞれ減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の2億403万6,000円の追加となっております。

以上が、議案第38号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第38号 令和2年度浦臼町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

ただいまから、休憩いたします。

3時15分から再開いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時14分

○議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第39号

○議 長

日程第8、議案第39号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○くらし応援課主幹（早坂隆広君）

議案第39号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度浦臼町国民健康特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,321万5,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開きください。

4款保健医療費、1項1目特定健診事業費1万5,000円の追加でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として、特定健診の受診受付時間を長くしたことに伴う会計年度任用職員の報酬の追加でございます。

歳出合計1万5,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金1万5,000円の追加でございます。

歳入合計、歳出と同じく1万5,000円の追加でございます。

以上が、議案第39号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第39号 令和2年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号

○議 長

日程第9、議案第40号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早坂主幹。

○くらし応援課主幹(早坂隆広君)

議案第40号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ434万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,904万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月15日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳出よりご説明いたしますので、8ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金434万6,000円の追加でございます。保険料の当初賦課額の確定に伴う追加でございます。

歳出合計434万6,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料208万1,000円の追加でございます。

2目普通徴収保険料226万5,000円の追加でございます。歳入につきましても保険料の当初賦課額の確定に伴う追加でございます。

歳入合計、歳出と同じく434万6,000円の追加でございます。

以上が、議案第40号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正(第1号)の説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を受けます。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第40号 令和2年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第41号

○議 長

日程第10、議案第41号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹(明日見将幸君)

議案書の6ページをお開き願います。

議案第41号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例について。

浦臼町長等の給与に関する特例措置条例(平成12年浦臼町条例第27号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、本町の職員が支払伝票処理を停滞させ、未処理の状態を繰り返し、服務義務違反の不祥事を起こした事故は、町政への信頼を著しく失墜させ、職員の指導監督が適正でなかった管理監督上の責任を明らかにするため条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

附則第8項の次に次の1項を加え、第9項となります。

町長としての管理監督上の責任を明確にするため、また町長を補佐すべき副町長としての責任を明らかにするため、施行の日から1カ月間に限り、条例第2条に定める額にかかわらず10%を減額し、町長につきましては61万8,480円に、副町長につきましては52万3,150円とするものでございます。

議案書の7ページ目にお戻りください。

附則、この条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

以上が、議案第41号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

私は、懲戒処分を受けた職員を管理監督する管理職の責任について意見を述べたいと思います。

先ほどの全員協議会でも、町長はこのことについて反省の弁を、目が行き届かなかったということで述べられましたけれども、改善策については言及されませんでしたので、本会議においてそのことをどのように考えるかということを質問したいと思います。

この処分を受けた職員は9月1日に依願退職をしました。問題を起こした職員がやめ、管理監督者はそれぞれ訓告、嚴重注意、そして町長、副町長の減給は1カ月という処分で終わりました。

この処分だけで終わってはいけないと私は考えます。この事件がどうして起こったのか、その背景をしっかりと検証してほしいと思います。未然に防ごうことがなぜできなかったということです。

役場としても1人の若手職員をお金をかけてここまで育ててきたわけで、これからというときにやめられるのは、職員数が少ない中、ほかの職員の負担が今以上にふえることにもなりますし、町としての損失も大きいと考えます。

この職員は、全員協議会での説明によりますと、仕事のおくれを怒られるのが嫌になって、そのことを隠ぺいするために決裁印を無断で押して伝票処理をしたということですが、すぐにばれるような押し方だったという小学生のようなレベルの話だと思います。

私は、精神的に追い込まれた様子をちょっと想像してしまったんですけども、この職員はふだんから仕事のおくれや失敗があったとは聞いておりませんが、もしかしたらストレスを抱えていてそうなったかもしれない、そのようなことは考えられないでしょうか。

まず、再発防止として改善してほしいのは、事件の外的要因である印鑑が

不正使用できる環境、これをこのままにしておいていいのかということですよ。簡単にそれができないようにセキュリティを強化する、印鑑をかぎのかかる場所に保管するとか、そのようなことをきちんとしていかなければいけません、そのようなことは話し合われたのかどうか。既に改善されたのかどうか、まずここを伺います。

それから、内的要因としては、私は管理職の管理監督責任が大いに問われる問題と思います。

まず、この職員がストレスを抱えていなかったかどうかはどうでしょうか。

2019年に厚生労働省が公表した労働安全衛生調査では、職場や仕事で不安やストレスを感じたことがある労働者の割合は58%だそうで、ストレスチェック制度の導入が義務づけられていますが、ストレスチェックの実施で早期発見ができれば、管理監督者が職員のストレスの要因を取り除くというのはそういう対応ができますし、難しい場合は専門家や病院につなげることもできると思います。内面的な問題はどうかだったのでしょうか。

あとは労働環境の問題だと、職場の環境の問題だと思います。管理職の責任として、それぞれの職員の日報、スケジュールを管理することが重要だと思いますが、やっていたのでしょうか。

監査でも指摘しましたがけれども、ここで総務課長が不在であることの弊害が出てきているのではないかと考えられます。

もし、日報、スケジュールが可視化されていれば、チーム内で業務がおこなわれている人をスケジュールに余裕のある人がカバーすることもできたのではないのでしょうか。

残念ながら、仕事の能力も皆同じようにはいかないもので、1人の人に責任を負わせるということは厳しいのではないのでしょうか。仕事というのは、職員個人に与えられたものではなくて、町に与えられた仕事なのですから、その職員の失敗は町の信用を失うことにもつながります。職場の環境、一番重要だと私は考えています。検証してください。

職員の精神衛生は大丈夫だったのかどうか。職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組める環境づくりに取り組んでいただきたいなと切にそのように思うわけですが、いかがでしょうか。

職員がそのような意欲的に働くということは、町民の幸福度の向上にもつながると思うんですけれども、以上、どういう検証をやったのか、これからどう検証をして、こういうところを改善していくということについて伺いたいと思います。外的要因とか内的要因の検証についていかがでしょうか。

○議 長

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

大変たくさんのご質問をいただいたんですけれども、まだ答えられる段階にはありません。

検証につきましては進めていくようにはしておりますけれど、今現在まだどうだったからこうなったとかという細かな話をこの場で何もしないで話せる状況にはありませんので、すべてにお答えできませんけれど、印鑑の管理が1点目にあったかと思えますけれど、今は通常自分の引き出しの一番上の段に入っているのが大方だと思いますし、簡単に使えますし、第三者も使えるという環境にあるのは多分間違いないことだと思います。

普通に考えれば、かぎがかかる状態です。昼間の時間はともかくとしても夜間はかぎがかかる状態にするのが多分1番の対策だとは思いますが、古い机と申しますか、もう何十年来使っている机ばかりで、そういう習慣がなかったものですから、かぎ自体が紛失して、ないという状況にありまして、すぐそれを思いついても実施できていないのが現状です。

では、帰るときに別なところにまとめてかぎのかかるところに置いておくのがいいのかというと、それも現実的にどうなのかなという思いはありますし、そこはちょっとまだ答えが出ておりません。お金をかけてかぎがかかるように机ごとかえなければいけない状況にもなりかねませんので、その辺につきましてはちょっと考えさせてください。まだ答えは出ていません。

あとストレスチェックですとか、日報とかスケジュールの管理ですとか、すべての課ですべての係長なりがそういう対応をしていると聞いておりませんし、たまたま彼が働いていた係では週に1回月曜日にミーティングをやるという習慣をつけておりましたので、その場で何かあればという話もできたかとは思いますが、やはりストレスなのか精神的なものなのか、やはり悩み等は打ち明けてはいなかったとも聞いておりますので、そういう場を設けても結局そういう話をしなければ伝わらないということにもなっていたのが現状です。

前から産業医を置いたらどうかという話がありまして、具体的なお医者さんも候補に上げて検討したことはあるんですけど、いまだに実現していません。今回の件も含めて、改めて精神科医の産業医としての設置を検討していきたいと思えます。

それですべて解決するわけではないんですけど、ヒントをいただければ日常的な対応も可能かと思えますので、その辺につきましては来年度に向けて検討していきます。

すいません、すべて答えていないと思えますけれど、まだ総体的にすべてお答えすることができる段階ではありませんので、以上で終了させていただきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第41号 浦臼町長等の給与に関する特例措置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第11 議案第42号

○議 長

日程第11、議案第42号 浦臼町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中田課長。

○くらし応援課長（中田帯刀君）

議案第42号 浦臼町税条例の一部を改正する条例について。

浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由。

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）の公布に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、参考資料により説明いたします。資料2ページをお開きください。

まず、改正条例案第1条から説明いたします。

第24条において、未婚のひとり親を住民税の人的非課税の対象とする改正を行っております。

第34条の2では、住民税の所得控除にひとり親控除を新設する改正等を行っております。

第36条の2では、文言の修正及び参照先条文の改正を行っております。

3ページをお開きください。

第94条では、葉巻たばこの課税方法を重量比例課税から本数課税に適用するための改正を段階的に行っております。

令和2年10月1日から0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばこに換算するという内容になっております。

4 ページをお開きください。

附則 3 条の 2 及び次ページの附則第 4 条では、延滞金に用いる率に変更されたことに伴う改正を行っております。

6 ページをお開きください。

附則第 17 条及び附則第 17 条の 2 では、長期譲渡所得に係る参照先条文の改正を行っております。

続いて、改正条例案第 2 条について説明いたします。8 ページをお開きください。

ここから 19 ページまでの改正条例案第 2 条では、法人税の連結納税制度が廃止されることに伴う規定の整備削除及び参照先条文の変更や項ずれの修正及び文言の整理を行っております。

18 ページをお開きください。

第 9 4 条では、令和 3 年 10 月 1 日から 1 グラム未満の葉巻たばこを 1 本の紙巻たばこに換算する改正を行っております。

以上で、改正内容についての説明を終わります。

議案書の 11 ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

第 1 条で施行期日をそれぞれ定めております。

第 2 条では、延滞金に関する経過措置を定めております。

第 3 条及び次ページ第 4 条において、町民税に関する経過措置を定めております。

第 5 条及び第 6 条において、町たばこ税に関する経過措置を定めております。

以上が、議案第 42 号についての説明です。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 42 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第４２号 浦臼町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第１２ 議案第４３号

○議 長

日程第１２、議案第４３号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

議案書の１３ページをお開き願います。

議案第４３号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。

令和２年９月１５日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、加入団体の脱退に伴いまして、北海道市町村総合事務組合規約別表第１及び別表第２の変更について協議するため、規約を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、別冊参考資料の２０ページをお開き願います。

別表第１、組合を組織する地方公共団体の改正につきましては、石狩振興局（１２）の項の「（１２）」を「（１１）」に改め、同項市町村一部事務組合及び広域連合の欄から脱退しました「札幌広域圏組合」を削除となります。

続きまして、渡島総合振興局（１６）の項の「（１６）」を「（１５）」に改め、同項市町村一部事務組合及び広域連合の欄から脱退しました「山越郡衛生処理組合」を削除となります。

続きまして、空知総合振興局（３２）の項の「（３２）」を「（３１）」に改め、同項市町村一部事務組合及び広域連合の欄から脱退しました「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削除する改正でございます。

別表第２の改正につきましては、９の５、共同処理する団体欄から、「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削除する改正でございます。

議案書の１４ページにお戻りください。

附則、この規約につきましては、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行しようとするものでございます。

以上が、議案第４３号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第13 議案第44号

○議 長

日程第13、議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

次のページをお開き願います。

議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合の規約を次のように変更する。

令和2年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、加入団体であります山越郡衛生処理組合、奈井江、浦臼町学校給食組合が解散することに伴い、規約の一部を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の21ページをお開き願います。

別表、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合の改正につきましては、(2) 一部事務組合及び広域連合の表、渡島管内の項から「山越郡衛生処理組合」を削除、空知管内、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削除する改正でございます。

議案書の16ページにお戻りください。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第44号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第14 議案第45号

○議 長

日程第14、議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見主幹。

○総務課主幹（明日見将幸君）

次のページをお開き願います。

議案第45号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を次のように変更する。

令和2年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、加入団体の脱退に伴いまして、規約別表第1を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の 22 ページをお開き願います。

別表第 1 から、「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼町学校給食組合」、「札幌広域圏組合」を削除する改正でございます。

議案書の 18 ページにお戻りください。

附則、この規約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第 45 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更する規約についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第 45 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第 45 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の変更については原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第 15 報告第 4 号

○議 長

日程第 15、報告第 4 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

城宝主幹。

○総務課主幹（城宝睦己君）

議案書の 19 ページをお開きください。

報告第 4 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

令和元年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告する。

令和2年9月15日提出

浦臼町長 川畑智昭

監査委員の審査意見書につきましては、別添資料にて後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、20ページをお開きください。

令和元年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の各項目についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の四つの指標により町の財政状況を判断するものでございます。

①実質赤字比率、②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様、決算額に赤字が生じていないことから数値化されていない表記となっております。

③実質公債費比率につきましては、マイナス3.8%となり、法施行以来初となるマイナス比率でありました平成30年度決算に引き続きマイナスの比率となりました。

平成30年度決算に基づく比率がマイナス2.5%でありましたので、前年度比で1.3ポイント改善されたところでございます。

しかしながら、単年度比率を比較した場合、公債費充当特定財源の減少や繰上償還額を除いた起債償還額の増加に伴い、平成30年度よりも比率の悪化が見られることから、楽観視できるものではなく、引き続き、財政の健全運営に努めてまいるところでございます。

④将来負担比率につきましては、下水道事業債の元金償還に対する一般会計負担見込み額の増加や地方債残高等による令和2年度以降の普通交付税基準財政需要額の算入見込み額の減少など比率悪化の傾向が見られるものの平成25年度決算以降、7年連続での数値化されない表記となっております。

次に、21ページをお開きください。

令和元年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下記表内の項目についてご説明申し上げます。

①資金不足比率でございますが、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから数値化されていない表記となっております。

以上、概要をご説明申し上げます。令和元年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議 長

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第4号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の報告については報告済みといたします。

◎日程第16 認定第1号～日程第19 認定第4号（一括議題）

○議長

日程第16、認定第1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題といたしました認定第1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、及び認定第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、並びに認定第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これら4件につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月18日から24日までの期間、町監査委員におきまして、それぞれの会計の決算について審査を行っていただいたところでございます。

よって、地方自治法第233条の第3項の規定により、これら意見書を付しまして、議会の認定に付するものでございます。審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案に当たっての説明とさせていただきます。

○議長

高田議員。

○1番（高田英利君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか3件につきましては、総合的見地から慎重なる審議を要するものと考えますので、議長及び議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付されるよう望みます。

以上、動議を提出いたします。

○議長

柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの動議に賛成いたします。

○議 長

高田議員の動議は、賛成者がありましたので、成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

高田議員の動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についてお諮りいたします。

決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

認定第1号 令和元年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和元年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和元年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和元年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行っていただきたいと思っております。

休憩 午後 3時55分

再開 午後 4時01分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので、周知いたします。

委員長に野崎敬恭議員、副委員長に静川広巳議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第20 発議第1号

○議長

日程第20、発議第1号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第1号についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 事務の検査については原案のとおり可決されました。

◎日程第21 意見書案第2号

○議長

日程第21、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は、提案理由の説明を省略することに決定い

たしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第22 意見書案第3号

○議 長

日程第22、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第23 意見書案第4号

○議 長

日程第23、意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書については原案のとおり採択されました。

◎日程第24 所管事務調査

○議 長

日程第24、所管事務調査についてを議題といたします。

総務産業常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和2年第3回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時07分